

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年6月6日 午前10時00分 招集
2. 令和元年6月20日 午前10時00分 開議
3. 令和元年6月20日 午後3時58分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	藤 井 栄 治
ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	古 閑 政 則	ま ち づ く り 課 長	荒 木 仁
水 道 課 長	浅 久 野 浩 輝	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	本 山 英 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者の名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げておりますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましてはご遠慮いただきますようご協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） おはようございます。13番議員、大倉でございます。令和元年の第1回の第1番の質問ということで光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

まず一番目の質問です。阿蘇内牧ファミリーパークあそびバについてであります。2010年にオープンし、これまでの利用状況はということでお答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

あそびバの利用状況はということでございます。本議会でも申し上げましたが、オープン当時は年間4万6,000人ほどの来場者でございましたが、平成30年度は年間で約10万8,000名の方が御来場されておまして、これまで累計で約70万人の方が来場されている

という状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 累計で 70 万人ということで、多くの方が利用されているということだと思っております。私も最近は孫を連れてよく遊びに行っております。賑わいはよくわかっております。それで、2 番目の質問ですけれども、開園時間、それから休園日、それと管理の状況とか、管理の費用とか、どういう管理をされているとか、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） あそ☆ビバの管理、開園時間等でございます。あそ☆ビバの条例によりまして、開園時間につきましては、3 月から 10 月までは午前 9 時から午後 6 時まで、11 月から 2 月までは午前 9 時から午後 5 時までという形での開園時間となっております。

管理の状況については、指定管理者を導入しておりまして、平成 24 年から指定管理者制度によりまして株式会社阿蘇ネットワークさんのほうで管理をいただいているという状況でございます。年間の指定管理の委託料については、約 1,000 万円という形になっております。以上です。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 管理は休みの日にいろいろ芝刈りとか行っていると思いますけれども、今何人の体制であるとか、そういうところ、管理の作業内容ですね、そういうところをお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 管理体制については、管理人を 3 名雇用しております。管理の方法については、大型遊具を有しておりますので、遊具の安全点検、それと芝の草刈り、併せて隣接しております中央公園等の歩道の管理等々をやっているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 3 番目の質問ですけれども、近隣の公園も私よく遊びに近ごろは行っておりますけれども、まず菊陽にあります鼻ぐり井手公園ですね、それから八代にあります球磨川ワイワイパーク、坪井川緑地公園、それから大分では津久見公園、中津公園、それから豊後高田の中央公園、昭和の町にある公園ですね。それから、最近新しくできた竹田のたけのこ広場という公園があります。そういうところは、開園時間というか、ずっと制限がないというか、いつも開いていると。夕方 5 時過ぎても、親が忙しい時間とか、ちょっと子どもを遊ばせたりとかですね、保育園帰りとか、会社帰りとか、ちょっと遊んで帰りに遊ぶ人がいっぱいおられます。あそ☆ビバの開園時間、何で 5 時までなのかと。そういうところをちょっと詳しくお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 先ほど条例の開園時間のほうを申し上げました。3 月か

ら 10 月までは午後 6 時までということで条例としてはしていましたが、供用開始以来、入り込み者数の調査をやっておりました。その状況の中で、15 時を境に非常に利用者の数が極端に減るということもあるということと、このあそびバについての設置自体が、子どもたちの健全な育成に寄与するということもありまして、子どもたちだけが遊びに来るということもありまして、指定管理者のほうから開園時間の調整をということで協議が上がっております。市のほうとしましても、子どもを対象にした施設ということもあり、子どもだけで来場することが多いということ。また、教育機関等では 17 時の音楽によって家に帰りなさい、帰宅を指導されているということもありまして、教育、防災上の観点から、平成 24 年の 6 月 29 日付けで開園時間の変更を承認して、今、17 時に閉園しているという状況であります。また、この施設については、やはり大型遊具、ジャグル事務を併設しました滑り台とか、ターザンのような形の紐にぶら下がり走ったり、いろいろ大型遊具施設がありますので、やはり子どもたちの安全ということで、阿蘇市については管理人を置くという施設にしまして、夜間の立ち入り、それと休園日を設けて、管理人が立ち会った上で安全に遊んでいただくという施設で整備しているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 大型遊具は、どこの今私が言った公園に全部あります。まだ、阿蘇市の遊具よりも大きな遊具がいっぱいあるところもあります。そういうところでも、ちゃんと看板に自己責任で、親御さんのもとで遊んでくださいと書いてあります。阿蘇市も、そうされたら、もっと皆さんの利用がよくなるんじゃないかと思えますけれども、どうも夕方、あまりにも早く閉まるような、まだ明るいし、防犯上も何の問題もないと思えますけれども、しゃんむり 5 時で閉めなるとか、6 時で閉めなるとか、なぜそういうのが発生するのか、どうもわからないというか、今、子ども連れで遊んでいるから、そう感じるころであります。その辺を延長できないものか、そういうところをお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） やはり大型遊具で、私も子どもがおまして、鼻ぐり公園に連れていったりとか、大分のほう、それとか今、ショッピングモール関係にもこういった施設がございます。中には、自己責任で親御さんのもとで遊んでくださいということで書いてありますが、状況を見ますと、小さい子どもたちだけでもかなり遊んでいて、ちょっと滑り台から落ちたりということもときどき見受けられているところでもありますし、ショッピングモール等でいきますと、必ず入口に親御さんがいらっしゃらないと、その遊具には立ち入らせないということで、やはり民間さんとしては、いくら自己責任という形で看板を立てていても、何か事故が遭ったときには必ずどこかで責任を追う形になりますので、今現状としては、阿蘇市としては、その安全上の問題ということで管理人を置いた施設ということで、管理人がおる間だけ遊んでいただくということで考えておりますので、他の時間については十分協議しなければ非常に厳しいのかなと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 安全上の理由はそうなっていると思います。自転車のマウンテン

バイクのコースも、誰もいないんですけれども、自己責任と言われました。そういうところに矛盾があるんじゃないかと思っております。休日、公園はほとんど、今私が言った公園が年中無休でやっておられると思います。休園日が毎週第2と第4の火曜日かな、あるんですけれども、どうして休園日があるんですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） この施設については、他の施設は、鼻ぐり公園も似たような遊具施設があります。あちらについても、中にいろいろ飾ってある管理棟がございます。鼻ぐり公園についても管理棟については休園日が設けられているという状況になっておりまして、阿蘇市についても、やはり管理人をおいた、管理をちゃんとした施設ということもありまして、人件費の問題等もいろいろ絡むところがありましたもので、休園日を設けて、今、運営していると。ただ、年末・年始については、状況を見ながら開園をさせていただいているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） なるべく子どもたち、親御さんたちが楽しく遊べるような施設にしていきたいと思っております。

それから、先ほど今議会でゴーカートですかね、電動の遊具が設置されると決まりましたけれども、その詳しい内容を、その後、メンテナンスとか、私言いましたけれども、メンテナンスが発生しますけれども、その内容、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回の補正予算で計上させていただいておりますが、内容としましては、まずはあそびバに入りまして遊具施設がある手前に芝生の広場がございます。その芝生広場のほうの一部を舗装いたしましてコースをつくっていきたい。ただ、このコースについては、どのような形でコースをつくるのか、ただ単純にアスファルトを敷いてベタ打ちで広くつくるのか、サーキットのような感じでレイアウトをしてコースをつくるのかというのは、今ちょっと検討しているところでございますが、そちらのほうにバッテリーカーを3台導入して、子どもたちに遊んでいただく。ただこのバッテリーカーについても、コイン式でございます。有料で利用していただくという形で、コインを入れたらバッテリーカーが動くという形で考えております。このバッテリーカーについては、大体速度についても4kmから5kmぐらいの速度でございまして、子どもさんがお一人で乗るパターンと親御さんとお二人で乗るパターンが出てくるのかなと考えております。

また、維持管理についても、今、大倉議員言われましたように、維持管理の問題が非常に私も出てくるのかなという気はしております。ただ、エンジン付きの車輛ではなくてバッテリーカーという形になります。ゴルフ場のカートも、今はエンジン付きからバッテリーカー式のカートにも少し変わってきているところもございますので、エンジン付きの車輛と比べると、若干整備も壊れにくいのかなと。それと、速度もあまり出ませんので、比較的破損のほうも少ないのかなと思っておりますが、こういった整備についてもメーカーのほうの指導も受けながら整備をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） この前、本議会のときに場所、ちょっとこういう設備が整備されているところの場所を言われましたので、ちょっと調べて見ましたら、やっとわかって資料を持ってきましたけれども、最上川ですね、カートソレイユ最上川、それから萩市のアクティビティパーク萩とか、それから田川の英彦山の道の駅とか、こういうところに置いてあるんですね。最初の2つは、大体もうほとんどサーキットのコースみたいな、まちを挙げてサーキットをやっている、そういう感じのところですね。それから、英彦山の道の駅のほうは、本当の小さい子ども遊び道具という感じですね。これ見ただけじゃわからないんですけれども、どちらをされるんですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今、市のほうで考えておりますのは、子どもさん向けての、ゆっくり走るタイプで考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） おもちゃというといかんけど、コインを入れれば動く。この一番下のやつですかね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 遊園地とかいろいろあります、キャラクターが少し入った形の、ちょっと普通のゴーカートはちょっと低いんですが、ある程度高さがありまして、キャラクターがいろいろ施されているような形で考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 3台ということで、取り合いとか、奪い合いとか、そういうのが発生しやせんのかと思いますけれども、私のはまさんのゆめタウンかな、室内でこういうのでちょっと遊んだことがありますけれども、何十台と置いてあるんですね。そこでみんなわいわいやって遊んでいましたけれども、そういうのはちょっとイメージじゃなくて、3台、あまりにも何か寂しいような感じがしますけれども、1,400万円もかけて、たった3台ですかと、そういう感じに思えますけれども、採算が合うのかですね。その辺ですね、問題は。ちゃんと言われるように阿蘇市、内牧にお客さんが増えるのか。そういうところですよ、問題は。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 3台かというお話でございます。今回についても、バッテリーカー、結構高額でございますので、まずは3台から始めさせていただいて、人气が上がるようであれば、増大も考えていきたいと考えております。また、今回の整備をすることによって採算ベースという形なんですけど、1,400万円のうちの900万円についてはコース整備という形になっておりますので、一度コース整備をしてしまえば、あとはバッテリーカーの購入という形でいけるのかなと考えております。

あとは管理の採算的な部分でございますが、今回はまず一応有料という形で、料金体系については近隣の運用しているところに今1、2箇所行っているところがございますので、そういった部分を参考にしながら料金は立てていきたいと思っております。

それと、今回整備しますコースについては、バッテリーカーだけではなくて、バッテリーカーが動かないときには、内牧、今、自転車で観光課のほうがやっておりますが、キックバイク、今、内牧の街中にあるやつは泥のコースでございますが、子どもさん向けで、こちらについては舗装した部分でキックバイクで利用していただいたり、またあとは車等々のラジコン関係でもコースを利用していただくような形で、バッテリーカーの有料、それとコース、施設の使用料についても整備をしていながら管理をしていきたいと考えております。こういった部分についても、ラジコンとかについては人のつながり等もあるかと思しますので、大倉議員のほうでもお知り合いの方でそういった方がいらっしゃればご協力していただいて、運営にご参加いただければと思いますが。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 3つ遊べるということですね。その利用の時間帯ですね、そういうところは重ならないように、けがのないようにしていかなければと思っております。

それでは、大きな2番目の質問です。波野の道の駅、神楽苑についてということで、まず1番目に、先日ちょっと立ち寄ってみましたら休みだったんですね。道の駅が休みというのは知らなかったんですね、阿蘇道の駅は全然休みがないんですけど、どうして神楽苑は休みがあるんですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 神楽苑については、平成5年から供用開始しております。もう当時から月に1回休みという形で、毎月第2水曜日を職員さんのほう、全体で休んで、その日に施設のメンテナンス等々をこれまでもやられていたということを聞いておりまして、毎月第2水曜日と1月1日が休みという形で条例に定められています。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 道の駅の施設とかは、避難所とかそういう指定にもなっている聞きますけれども、閉館していてよいものですかね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 指定避難所にもなっておりまして、その場合については、休み、または夜間等については、今後、打ち合わせを運営するところ、指定管理者とも十分していかなければいけないんですが、管理者のほうで職員が休みの日、または夜間については、その道の駅に来まして対応するという形では、これまでも豪雪のときがありましたが、そういったときにも対応していただいているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） ホームページもそれで覗いてみたんですけども、ほとんど更新が去年の8月から更新されていないということで、イベントカレンダーとか出しても真っ白ですね。白紙、6月白紙、7月白紙、8月白紙。イベントとか打っていろいろ努力して売り上げを上げないかんところだろうと思いますけれども、こういう感じですね。こういうホームページの管理とかは誰がされているんですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ホームページについては、基本は指定管理者で受けております株式会社神楽苑が更新を掛けるという形になります。現在、確認しましたところ、ホームページの更新がなされていませんでしたので、こちらのほうから更新を行っていくという形で連絡は取っております。ただ、今現状としては、ホームページというよりもフェイスブックをベースに上げられているという形で聞いております。なかなかホームページでイベントカレンダーを載せていった場合に、ときどき閲覧される方、見られる方が年度を間違えて見られるということもときどきございますので、今、最新の情報についてはフェイスブックで更新を掛けているという話を聞いております。

また、売り上げを上げていくためのイベントという形でございますが、イベントにつきましては、神楽苑だけの、道の駅並みの単独の事業じゃありませんけれども、波野の高原納涼まつり、神楽フェスティバル、そばと高原野菜によるイベント等を行っているという状況でございます。また、特産品の直売所等で売上増加ということで、新しくレストランにおいては、そば以外のメニューまたはその季節ごとの限定メニューという形でいろいろ試行錯誤しながらメニュー開発をして売り上げ向上に取り組んでいるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） フェイスブックもそうですけれども、こういうちゃんとホームページがあるんですから、こういうところもちゃんと更新してやっていただけたら、指導もしていったいかなきゃいかんと思っております。

神楽苑のあそこに塔が2つか3つあるですね。あそこにいつも神楽の公園の日付が、垂れ幕が下がりますね。あれがずっと、私が気になっとったのは、何年も大分から入ってくるところには6月2日、神楽苑の西側の入り口6月3日、そしてこっち、東側の入り口には6月4日、6月、2、3、4とばらばら。ずっとそれが更新なしですね。やっとこの前、7月7日に両方統一されたみたいで。そういうのはちゃんと毎月、毎月、公演日があるから、ちゃんとそういうのはお客さんが、ああ、今日は公演があっている、行ってみようとか、そういうところが足りてないんじゃないかと思えますけれども、そういうところの指導はどうされていますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それについても、再度確認をさせていただきたいと思えます。神楽の定期公演でございまして、定期公演は中井神楽のほうが独自でされているところもありますので、そういった情報の交換関係、情報の共有化がちょっとできてないところもあるかと思えますので、その辺は確認させていただいて、早急に日にち等については揃えるという形で指導していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 売り上げが上がるように、努力をしようと言うなら本当に努力をしていかんやいかんと思っております。みんな協力し、こういうところも盛り上げていかんやいかん、そう思います。

最後の質問をいたします。夢の湯についてということで、市長の諸般の報告で今回、再開

が決まりまして、契約はそのまま修理して営業するという事に決まったようでございますけれども、今までの経過をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 夢の湯の件でございます。これまでも本議会、一般質問等でもご説明申し上げましたように、やはり市有地で恒久的に安定した事業を進めていきたいという思いから、これまで土地の所有者さんと交渉を重ねてきました。ただ、交渉を行ってきておりましたが、現状、阿蘇駅周辺の電柱の地中化であったり、ＪＲの開通予定という形で、阿蘇駅周辺の環境整備が進んできたということもあること。また、地域の住民、区長さんたちからの再開の要望も強いということもありまして、現状のまま協議を進めていても非常に時間がかかると判断いたしまして、早期の復旧を優先すべくと、もう土地の取得ではなくて賃貸のよる再開を目指すという形になったという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 前回の私の質問のときは、この歪んだ契約、そういうのを解消するためにこういうように時間がかかっているというふうに言われましたけれども、何回交渉されたか。お話の内容ですね、先方さんにもちょっと聞いておりますけれども、どういう交渉をされたか、そういうところをお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 交渉については、正式な交渉としては6回伺いしております。先ほど話されました、ちょっと歪んだ契約という形については、今回、賃貸で工事改修を進めていきますという形で地主さんのほうに了承をいただいたときに、今後この契約関係等々の内容についても、もう少し協議をさせていただきたいということで申し入れをしております。先方のほうも双方の意見のすり合わせをやっていきましょうという形でのお約束までは取れているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 1年かかったわけですが、最後に市長にちょっと質問いたします。その歪んだ契約ですね、それを解消することができなかったということで、その理由ですね、諦めた理由を一言お願いします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今の質問にお答えを申し上げます。

今、つまびらかに課長がよく細部にわたって説明をしたとおりでありますし、一応、契約事項については何らかの形で今後検討していこうということでございます。それは、土地の取得等については地主さんの思いもありますので、いたずらにこれを延ばすというわけにはいかないだろうと。いろんな声もありますし、また駅前の周辺において、いろんな市がやろうとしていることが現実できあがってくるようになってきた。もう一つは、やっぱりＪＲ九州が2020年度内に開通するということも大きな要因でもありますし、そうしますと今まで以上に夢の湯というのは、そういう条件下にあると、より利用率が高くなってくであろう。イコールそれは誘客の一つにも結びつくものであるということもあって、柔軟に対応すべき

であると。いたずらにこだわってそれをずっとそのまま引き延ばしにするというのもおかしいし、ある程度きちっと期限を区切りながら、その中で最大限の努力をしていくということでもいってまいりました。その結果が、こういうことになったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 1 年間、閉館した結果、再開につながるということで、これから夢の湯、再開に向けて一生懸命努力していただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 13 番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

次の質問に入る前に、資料の配付を行います。

〔資料配付〕

○議長（湯浅正司君） 続きまして、19 番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番議員、河崎でございます。なかなか私の質問が科学的というか、工学的な学者の話でございますので、私もなかなか理解できません。そういうことで、資料を配付させていただきました。資料は、質問なり、答えだと思ってお聞きしていただきたいと思います。令和になって初めての一般質問ですけれども、こういう調査を基に後で詳しく質問しますけれども、熊本地震を機会に阿蘇市内で 3 事業、地質調査がなされております。私はその地質調査全体 3 事業に、みな積極的に参加しておりますけれども、これの土台があつてこそ、こういう復旧・復興がなされたものと思っております。北側復旧ルート、市長も言われましたけれども、J R も来年開通いたします。それと、阿蘇山も産交ツーリズムですか、あれが阿蘇熊本観光の目玉であるロープウェイの再開も計画しております。来年度にはできるそうです。そういうことをにらんで質問に入りたいと思いますけれども。

まず、火山地震関係の地質調査ですけれども、まず資料 1 の 1 が筑波市にある防災科学がこの前 5 月 13 日にフォーラムを開いた調査の結果でございますけれども、その中で阿蘇市からは行政の人は 1 人も参加しておりません。しかし、ジオガイドが 2、3 名参加しておりました。中身は、なかなか本当に興味深い話でございます。火山の関係は、現在の火口を中心に、一の宮、高森、白水、永草、この 4 箇所地下 200m の地質調査をしたそうです。その地質の柱状現物ですね、800m の柱状物が置かれてありました。その中で、まず総務課に一番に質問しますけれども、こういう火山防災ということで、先般、課長と一の宮に設置されております地質計ですか、そこを見にいきましたけれども、地質調査した上に、200m 先には 4 箇所とも火山予知観測機が置いてあるそうです。これで、本当に防災協議会が京都大学の火山研究所を中心に、隣にあります気象庁とか、阿蘇山対策もされていますけれども、こういうところあたりとも連携はされていると思いますけれども、こういう筑波市にある火山防災研究所あたりと連携を深めて、よりよい阿蘇火山の予知観測ができるといいなと思っておりますので、なかなか質問にもなりませんけれども、村山課長に火山防災ということでお尋ねをいたします。

○議長（湯淺正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

先日、議員のほうと二塚のほうに設置されております観測点についてということで、機会があったので一緒にどうかということでお伺いさせていただいたところでございますが、先日もこういった発表があったということで、私どももそういったものについてはアンテナを広げておるところでございますが、この情報にはたどり着いておらなかったということで、そこへの参加もできてはおりません。火山の観測につきましては、大前提として気象庁さんのほうが山の状況というのは常に監視しておるということでございます。それに併せまして京都大学の火山研究センター、今これ、地震の後移転して坂梨小学校のほうに今入っておられます。こういったところとの連携をやっておりまして、いわゆるGNSS観測ということで、GPSで地域のこの地点の伸びとかという情報を今後の噴火活動についてこういった動きがあるかと。地下のマグマだまりというのは目に見えませんが、草千里の下にあると言われておりますが、こういったところが予測するというので、こういったものを活用しておるというところでございます。議員がおっしゃいましたこちらの防災科学技術研究所さんのほうのデータにつきましては、これはこれで随時インターネットのほうで閲覧ができるように、ここで震幅の動きがどうあるとか、今言いました、この白水と二塚を結ぶ線の部分について、いわゆるGPSから見たときにどれだけ伸びているとか、縮んでいるとか、どちらの動きというものもホームページのほうで我々も閲覧ができるという状況になっております。ですから、そういったものを総合的に気象庁さんのほうで判断されて、今のレベル2であるとか、レベル3とか、そういったもののほうに活用連携はなされておると思っております。直接にこの判断を、これを確実に見て、これがあつたからじゃあ判断しておるというものということはお聞きしておりませんけれども、そういった形でいろんな情報を、特にこちらの今、議員が示されております、防災科学技術研究所、こちらのほうは火山噴火予知連絡会とか、そういったところのほうに活用されておるということでお聞きしているところでございまして、阿蘇山の活動については、基本的には気象庁さんのほうが、また京都大学の火山研究所センター、そちらとの連携を主に運用が行われているという状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 火山については、私も阿蘇の地元でございますので、非常に関心がありますけれども、京都大学の研究所あたりにも行ったことがあります。そういうことも含めて、今、課長が言われましたように、気象庁を中心にされておりますけれども、当然、こういう防災科学あたり、筑波あたりを参考にされていると思いますけれども、私が言いたいのは、こういう近代的な、国際的に誇る火山観測で予想観測ができて、規制あたりも、命が一番大事でございますので、そういう十分なレベルの会合とかができるといいなと思っております。そういうことを含めて、なかなか質問になりませんが、総務課に対しては質問を、この地質調査の質問は終わります。

続きまして、地質関係でございますけれども、これは甲賀無田を中心ですが、阿蘇

の陥没についての調査でございます。これは、この中に説明がしてありますように、三野地区から役犬原もそうですけれども、西は的石まで陥没しているという調査でございますけれども、この調査があつてこそ、皆さん、甲賀無田を中心に家の再建なんかもできたんじゃないかならうかと思っておりますけれども、この地震関係の調査の事業名と目的とか成果あたりを住環境課にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。ただ今の質問にお答えをいたします。

今、言われました狩尾地区の地質調査についてでございますけれども、事業主体としましては、阿蘇市で行ったということで、事業名は宅地被災地盤調査事業ということでございます。目的は、議員がおっしゃったように、熊本地震による陥没被害があつた被災地におきまして、宅地復旧に関しての情報提供をするために実施したところでございます。成果ということでございますが、依頼をしました学識者からの解析とか考察を踏まえまして、住民説明会を開催していただきまして、被災者の宅地復旧に役立っているというふうに理解しているところでございます。ちなみに現在、宅地陥没による宅地復旧でございますけれども、ほとんどの方が宅地復旧は済まされているということでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） この宅地、狩尾の五嶋議員の地元でございますけれども、五嶋議員も何回か出席しておりましたけれども、私も出席しておりましたけれども、この中で行政の方にもお断りをせなならんこともあります。この中間発表で大学の 11 名の先生、熊大からも来ておられましたけれども、中間発表という形で、一般構造物の建築についてはベタ基礎を打てば大丈夫だと。そのときありました。課長は覚えておるかもしれませんが、杭ですね、杭を打つても気慰めでも何にもならんということを私は信用して、阿蘇西小学校の後身の教育委員会、市原部長のところにそんな杭を打つても意味がないということは、この中間発表のときに建物はベタ基礎を打てば大丈夫と。鉄の杭を打つても、本当に気慰めだということをはっきり覚えておりますので、あのような質問をしたことをまずはお詫びしたいと思います。そういうことで、この数回されましたけれども、費用は私は若干市の予算も使っているんじゃないかならうかと思っておりますけれども、市はどのくらい予算を使ったですかね。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 費用ということでございますけれども、宅地復旧に関しての情報をいただくということでございましたので、地質調査を基金のほうから捻出しております。地盤調査費でございますけれども、約 2,400 万円ほど必要でございますけれども、支援をいただくということで、解析、考察を除く調査の実費分としまして 1,232 万 6,000 円を基金事業の創意工夫分ということで補助金を交付させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 市のほうも宅地復旧の調査ということで 1,230 万円ほど捻出されて、本当に効果があつたんじゃないかならうかと。そのとき、私が思ったのが、これは後で総合

的に思いますけれども、三野から役犬原、狩尾、的石ですね、この線については幹線道路から北外輪山に向かって、極端に言えば 50m しか掘っておりませんけれども、沼です。これから上は阿蘇山の溶岩とか、玄武岩とかありますけれども、こっちは、北外輪山のあたりまでは完全な沼だと思っていいと思います。火山と関係がありますけれども、今の火山は 27 万年前から 9 万年前に阿蘇の外輪はできているそうです。その中で 9 万年から 3 万年前までの間に、阿蘇地区は湖だったそうです。湖の年数が、神話の話のようですけれども、科学的な根拠があって学者が言われますけれども、2 万年は湖だったとなっておりますので、私が住んでいる役犬原あたりから下、小野田へんもそうですけれども、極端に言うとは完全な堆積物の沼、湖だったと思っていいと思います。そういうことで、地下は非常におもしろうございますけれども、住環境課についてはそういう、本宅地復旧で多大な貢献が、安心感を与えたいということで質問を終わります。

次に、温泉の枯渇の問題、観光課ですかね、これ温泉の枯渇についても、これも蘇山郷の永田君あたりを中心にして、阿蘇ホテル、和田君あたりを中心にして、いろいろ研究がなされておりましたけれども、この研究の目的と成果について、課長にお尋ねをいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 温泉の調査につきましては、旅館組合が事業名を内牧温泉貯留槽調査事業ということで、震災直後から九州大学の辻教授らの研究グループに内牧温泉地下の構造の解明や持続可能な使用量、どれだけ使えるのか、今後ですね、温泉が、そういった調査を依頼しています。この調査で、熊本地震で内牧温泉境界の地下に水平滑りが起きまして、管の破損で温泉が止まったことが解明できました。なので、枯渇ではないということが解明しました。そういったことを行っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 内牧のホテル、旅館街の人たちが非常に心配されました。温泉源の枯渇じゃなかろうかという話もあっておりました。その中に、役犬原あたりのボーリングも止まっているところが何軒もあります。そういうことも含めまして、温泉源の枯渇じゃなくて、地下 50m のところで 1.5m 近くずれたのがということでございましたけれども、これを機会に、グループ事業あたりで泉源の再開がなされていると思いますけれども、阿蘇市全体で、私も調べておりますけれども、グループ事業が 132 事業所あります。この 132 事業所で、金額面は書いておりませんが、それはもうプライバシーもありますのでいいんですけれども、この 132 の事業グループの中で、温泉関係がどのくらいあるかを、ホテル、医療関係も含めまして、まちづくりの温泉あたりも含めまして、どのくらい件数があったのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 熊本県全体の温泉関係の方の会議に出たときに、どうも温泉掘削をこの熊本地震で行ったのはほぼ阿蘇市と思って良かったです。それで、グループ補助金のグループは、内牧温泉境界がそのまま、例えば 1、2 km の面積がそのまま横ずれしたので、あの辺の周辺に固まりました。破損した管が。そこで、グループは 1 つ、30 軒のグル

ープをつくられております。内牧温泉郷を復興させる会ということで。旅館・ホテルとまち湯、それと福祉施設があります、温泉を使っている。そういったところが入っております。30 軒。それで、実際掘削を行ったのは、旅館・ホテルで 13 軒とまち湯で 3 軒、福祉施設で 3 軒、合計 19 軒が温泉の掘削事業を行っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） そういう温泉の枯渇の、九州大学の先生のこういう結果があつて、そのように 13 軒の温泉の復活ができたと思いますけれども、内牧ばかりじゃなくて坊中地区にあるホテルもグループ事業でしょう。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そうです。すみません。そこも入っています。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） グループ補助金事業で、まちづくり課も鎌倉君が一生懸命されていたと思いますけれども、谷崎議員も商工会におられますけれども、私も県の説明からグループ補助金事業には強く関心を持っておりました。どちらかと言えば、その割に阿蘇市で 132 件の事業者があつたけんいいなと思っておりますけれども、これで、地震を機会に、復旧じゃなくて、いい復興ができたんじゃないかなろうかと思っております。これも、3 つの事業のそういう地質の結果がこういういい復興をしたんじゃないかなろうかと思っております。ということで、市民課長、そこでいいんですけれども、何が、私は 3 つのこの事業を総務課の火山防災のほうに強くお願いしておりましたけれども、始め言いましたように、事業ガイドの人が 2、3 名は全て温泉のほうにも来ておられました。博物館でありました 5 月 12 日あつたのは、ジオガイドの人が 2、3 名は来ておりました。ということで、なかなか私も科学的なことはわかりませんけれども、興味の深い話です。阿蘇火山ができたのは、さっきも申しましたけれども、27 万年前から 9 万年前だと。湖が 2 万年間続いたところですね。本当に地下のことは、宇宙のことはよく観測されますけれども、地下のことは観測されておられません。これを、新課長に言わせれば、ジオガイドあたりによく要請はしていくと聞きますけれども、育成・要請はしていると思いますけれども、ジオガイドの人たちは、どっちかと言えば、地元の子どものたちの案内もしておりますけれども、どちらかと言えば有料で、よそから来たお客さん、観光客の人用にするのがメインだろうと思っております。地元の子どものたちとか、住民にも説明されておると思いますけれども、私から見れば、住民はもう全く関心がありません。こういう素晴らしい阿蘇ですよ。火山と共生できる阿蘇。2 万年間沼地だった阿蘇は、こういう優良な堆積物で、有機農家が努力して、土壌にして農業もできる。そう草原の開発、千年の草原と言うばってん、開発ができます。ということで、阿蘇はやっぱり、この前財務省の報告があつたとき、まとめに書いてありましたけれども、阿蘇はやっぱり基幹産業の農業と観光が振興してこそ、行政が成り立っていくとじゃないかなうか私は判断しておりますので、ぜひ、住民上げて阿蘇を誇りにしてやっぱりいってもらいたいと思います。その中で、ちょっと余談になりますけれども、ブラタモリがまた 6 月 29 日に来るそうですから、放送が 29 日、私はブラタモリはとても興味がありますけれども、2、3 年前に、

よく私が水資源のバッジをはめておりますけれども、あれはブラタモリがどうでん熊本の地学の先生が言うとは不満があるわけですよ。私は、阿蘇外輪のこの水が下にいて、やっぱり水前寺とか江津湖あたりの熊本市の湧水源になっていると思いますけれども、違うわけですね、実質的には、大津、瀬田あたりの地下水が入って、江津湖あたりの水、熊本の水になっていると。阿蘇断層に来る、それはブラタモリで 2、3 年前に見ましたけれども、どうしてもブラタモリは、私はあんまり信用でけんばってんですね。しかし、一般的にやっぱり、ブラタモリというなら全国のものが観光客誘致もためになると思いますので、この 6 月 29 日の放送あたりはみんなで見て、再度私が思っているのは、自然科学反応、NHKの女性の人にもお会いしました、私はですね。その人には、また近い機会に火山とブラタモリを、ジオサイト、阿蘇にジオサイト、ジオパーク、ジオパークと言うばってん、33 箇所のジオサイトがあつて、阿蘇市の 22 箇所あるばってんですね、今度のブラタモリは火山と阿蘇市が中心ですけども、阿蘇郡市を中心とした火山と阿蘇ということで、いつか近いうちにブラタモリが来るといいなと思っておりますので、再度そのあたりも要望をしていただきたいと思います。非常に時間がありますので余談になっておりますけれども、新課長の地質調査あたりとか、私が言うのは、これを機会に、3 つの地質調査がありました。火山の話もありました。そういうことで、住人向けにいいフォーラムをぜひしてもらいたいというのがこの質問のお願いでございます。課長たちの意見を聞くと、もう積極的じゃないわけですね。私、市長、ぜひ、私から見れば職員が何かフォーラム開くのは積極的じゃなかつですよ。だけん、時間もあります。早い機会に住民向けのフォーラムをしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 熱い答弁ありがとうございます。本当に知れば知るほど、阿蘇のすごさがわかるということで、それで火山博物館もあり、国直轄の草原活動センター、それとビジターセンターもあつて、そこで体験活動がいつでもできるように、今おっしゃったようなことがいつでも勉強できるようにその体制が整っているわけです。なので、フォーラムということで、フォーラムもジオパークだけでも年 2 回あつていますし、火山博物館主催でもあつています。今後もそういった事業を継続してくださいというお願いをしていきますし、地震学会のほうにも、ぜひもう一度してくださいというお願いもしてありますので、しっかり住民の方たちに阿蘇のすごさをお知らせしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） ぜひ、こういう 800m の地層ですね、800m の現物の地層あたりを見ると、本当に阿蘇の不思議さがわかると思います。火山のすごさがわかると思います。このカルデラの中に、私は世界でイエローストンとか、ああいう大きいのはありますけども、こういう立派な遠景を含んだ東西 18 km、南北 25 km ですか、よく暗記しておりますけれども、こういう素敵なカルデラは地球上に大きいのはイエローストンとか、インドネシアありますけれども。そういうことで、ぜひ総務課と火山防災という関係も含めまして、そういう市民向けのフォーラムをぜひして、阿蘇の産業、農業と観光の振興の土台にしていきたいと

思います。

1 番の火山関係については、これで質問を終わりますけれども、ちょっと余談みたいになって長くなりましたことをお詫び申し上げます。しかし、皆さん方も阿蘇に、不思議なところに住んでおりますので、ぜひ関心を持っていただきたいと思います。

2 番目に、阿蘇山ロープウェイターミナル、5 月 30 日に経済建設委員長の五嶋議員は出席しておられましたけれども、副市長とか部長あたりも出席しておられましたけれども、湯淺議長が公用、議長会で出席できませんので、私が代理で出席をいたしました。本当に私は阿蘇で生活してよかったなと思っておりますけれども、この産交のターミナルが復活されますけれども、これも来年度には復活するようです。この復活する場合に、よく私はわかりますけれども、上に、山上、売店があったわけですね。売店はどのような契約の基に、どのような話し合いをして、どのようなになったかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） おはようございます。

産交の阿蘇山火口西駅にございました売店につきましては、山上特別会計の公園道路事業の中でやっておった売店でございます。現在、道路事業につきましてはワークネットに委託しておりますので、ワークネットの職員で販売しておりましたが、産交ロープウェイの敷地を市がお借りするという形で常駐職員を置いて営業を行っておりました。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今、部長が説明しましたように、私も決算資料の中から調べましたけれども、長年、阿蘇山特別会計ということで処理されておりますけれども、私が言いたいのは、課長、いつごろから売店は開かれたと思っておりますか。

○議長（湯淺正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 詳しくは私も存じておりません。私が山上に上りはじめたころには、もうずっと売店は営業しておりましたので。もともと産交ロープウェイさんの、売店につきましては下の駅ですということでロープウェイさんは営業されていなかった中に必要な部分を、例えばカメラのフィルムを売るとか、そういう必要最低限の部分で営業が始まったと聞いております。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 役所の方は、やっぱり契約書とか取り決め書に従って物事を進めていただきたいと思いますけれども、私は長年の体験、経験からですけれども、昭和 33 年、60 数年前です。ロープウェイが開通したときから、売店はあったそうです。長年の歴史で、これまた歴史長くなるばってんですね、昭和 37～38 年はロープウェイはもちろん営業していますよ。しかし、山上広場から阿蘇のタクシー会社が、今有料道路を使って営業していたそうです。わかりやすく言うと大阿蘇タクシーですね、それが営業していたそうです。そういうことに基づいて、旧阿蘇町と国が仲が悪い、旧阿蘇町と産交が仲が悪い、そういうことで売店は、これは憶測、推測ですよ、私がつくったんじゃないで聞いた話です。今朝も聞いてきました、その人にですね。その人が言うのは、昭和 33 年から営業が始まって、昭和 37

年にはその人は、私が今朝聞いてきた人は職員でおられた人です。一の宮におられます。その人、だけんどのような契約に基づいて、どのような売店はするのか、しないのか。売店をするという契約も必要ですけれども、売店を止めるというなら行政マンとして止める協議はどうされたのかというのを質問しているわけですよ。個人なら目の色が変わりますよ。そういうことで、営業権はどうなっているのかを、契約書に基づくそういうことで判断をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 非常に申し訳ありません。契約書などが現在残っておりませんので、その辺りはちょっと判断しかねるところでございます。ただし、実際、被災しまして、物がなくなったというか、販売する場所が解体してなくなりましたので、実際その権利については消滅しているというふうに私は考えております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） そら部長の判断は間違っていると思います。そら間違っていますよ。法的に契約書がないと言いましたけれども、産交には契約書があります。産交には契約書があつてですよ、行政には甲乙、必ず取り交わした文書はあります。それで、契約に基づいて 60 数年間した営業既得権、市の財産を課長はどのような判断をして営業を止めるのか。止めるなら、営業をするのも行政マンとして審議が必要だと思ひます。やるにしても、止めるにしても、市の判断、個人的な判断じゃ行政マンとしての判断をしていただきたいと思います。契約書はあります。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 今ちょっと課長のほうから聞きましたら、賃貸借契約はあるそうです。年間、現在 54 万円ということでお支払いしておりましたが、その契約はございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 私も、契約書は見ておりません。九州産交からあるということは聞いております。見てはおりません。見せてくれとも言っておりません。しかし、収支決算書の中から特別会計で、ここ、部長が阿蘇山におられたころからずっと出しておりますけれども、ここ 3～4 年は、どうも、売店も収入がゼロですけれども、以前は、ここ近年でも平成 20 年あたりからずっと、平成 26 年ごろまでは、約 1 億円近くの収入があつているわけですよ。この収支が合わんとか、何とかじゃなくて、私が言いたいのは、賃貸借権は何も基づいて、契約書があるはずですよ。行政マンとして、阿蘇市が、旧阿蘇町が昭和 33 年から、これは根拠はないですよ。しかし、働いてきた人から聞いたのは、昭和 37 年からは間違いないうです。そういう 60 年近く営業していた市民の市の財産をどのようなことで、相手方、産交とどのような協議をして、どのような判断をしたのかというのを尋ねているわけです。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議員が言われました売り上げにつきましては、1 億円というのは山上特会すべての金額でございまして、その主なものは有料道路の収入でございます。売

店につきましては、上がるときは1,000万円から超えるような売り上げが上がっているときもありますが、仕入れ経費、人件費等を差し引き組ますと、上がったときで約200万円ぐらいの純利益が出ているような状況ですが、これ規制が一旦始まりますとずっと閉まりまして、人件費はかかって、今度は逆に赤字に転ずるという部分がありまして、トータルしてみますと、売店で利益というのはなかなか、非常に難しい部分がございます。先ほど言われました、どうして止めたのかと言われますと、議員も資料を付けておられますが、ロープウェイの今度の新しい改修計画の中で、産交さんのほうがあくまでも避難場所としての役割に努めたいということで、外壁の強固な部分でございまして、火山ガスの進入に配慮した設計とかをされておりまして、その中に救護室と、あとこのオープンテラスデッキを併設したカフェをつくられると聞いておりまして、スペースの関係などから現在売店の計画はないとなっております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） よく山上の駅舎についてのことを言いましたけれども、私は駅舎のことを聞いているわけじゃないわけですよ。阿蘇市が、既得権という法的な根拠がある、60年近くする営業権ですね、賃借料は、そらさっき54万円と言われましたけれども、49万4,500円とか、54万円とか、27万円とか払っておりますよ。しかし、賃貸借料はなにかの契約に基づいてあるわけですね。その営業権、60年間続いた、阿蘇市が既得している営業が私はあると思います。それをどのようにして、どのような契約書に基づいて、どのような、誰が話し合っただのような結果になったかということを知りたいわけです。どの契約書に基づいて、どなたと話して、どなたの決裁権でそんなことができたのかということを知りたいわけです。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） その件については、産交さんのほうと大分協議しました。でも、そういう既得権に対する取り決めがどうしても出てきませんでした。産交さんが本当にそうおっしゃいましたか。私も相当本部まで調べていただいて、そういった取り決め、そして出たのは、あくまで今の茶店さんとのそういう取り決めはあると。でも、旧阿蘇町とのそういう購買の取り決めはございませんでしたということで、じゃ今度は私たちも、今度未来に向けてどう売店を考えるかということで、阿蘇市のほうも考えて、そして売店のスペースは救護施設のほう特化すべきじゃないかと。今後の、外国人が7割以上という中で、そういった話にもなりました。それと、やはり7割外国人なので、私たちも売店をもししたとしても、売店のスタッフもそういうノウハウを持った人間ということになってきます。それと、もう一つが、やっぱり民業圧迫といいますか、下の売店の方たちも地元の方たちなので、しっかりその辺の、1階の売店の方たちにそういった土産品は頑張ってください。阿蘇市は、しっかり安全とお客さんの受け皿づくりに頑張るという整理に今しているところです。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 課長の言っていることはよくわかりますけれども、私が言っているのは、60年近く取った、その法的に言えば、営業の既得権、市の財産、既得権は、どの

ようにして、どのような決裁に基づいて、どのようにしたのかを、市長に尋ねますけれども、市長さんはそれをご存じですか。まず市長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 経過については、今、部長と課長が申し上げたとおりでございますから、やっぱりそれを踏まえて、よくよく考えますと、産交さんのほうも思い切って 20～30 億円かけてああいうものをつくられるということと、当時の契約といいますか、そういう売店のことからいくと、やっぱりガス規制とか、いろいろ環境が相当変わってきているし、今ではそういう部分については、先ほどもありましたように、クリーンルームとか、あるいは違う意味のことで対応していくということが最優先されるのではないだろうか。ちなみに、売店ということでそのままやっておりますと、立入規制するとか、ガス規制によって、そこまで上れない、下の駅舎で止まるということも多々あると思いますから、やっぱり人件費の問題とか、プラスα考えてみると、なかなかいつもマイナスの状態になるということもありますので、そういうことを踏まえた上で、何とかひとつそういう駅舎を有効に使っていいという判断でそうさせていただきました。ちなみに、既得権益が云々かんぬんというのがありますけれども、それも契約事項についてのものがきちっとないので、少しは不安ではあると思いますけれども、できることであれば、これ叶うかどうかかわからないんですけれども、担当にちょっと話をしているのは、自動販売機が何か置かせていただけるような、そんなことでできないだろうかということは内々話をしておりますけれども、でもそれが可能になるかどうかということは、まだはっきりとしていない状態でございます。ですから、そういう方向で今進んでおるということを伝えさせていただきたい。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 私は、九州産交ツーリズムさんがロープウェイが再開してくれることは、本当に熊本観光、九州観光についても目玉でいいことだと思っております。そういう中に、阿蘇市が既得権が主張して、既得権どうでんこうでん、売店を置けということじゃないわけですよ。私は、やっぱり担当の方々がそういう既得権あたりまで含んで、決裁、最終的には契約書、私も契約書は尋ねてみます。私は契約者があると聞いたけんですね、賃貸契約書か何か知りませんけれども、2、3 日前、私は九州産交上に遊びに行きました。そこでもあると、見せてくれとは言わなかったです。あると聞きましたので、強引に入れるじゃなくて、いい産交さんあたりと協議をして、市の職員に言うのはそういう決裁権がちょっと逸脱しとるとじゃないかと、私から見れば、課長、部長あたり、市長の印鑑があれば契約が、解約してもいいばってんですね、やっぱりちょっと決裁権を逸脱しとるとじゃなかろうかと。私は一般市民としても行政マンとしてあるまじき行為じゃないかということを言って、厳重によく調査をして、またいい返事をしていただきたいと思います。

これで、なかなか道も外れましたけれども、私の一般質問は終わります。

○議長（湯浅正司君） これで、19 番議員、河崎徳雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 11 時 30 分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、8 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番議員、谷崎です。お昼前ということで、河崎議員のような熱い思いを持ちながら 30 分でなんとかやっていきたいと思いますので、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告書に従い、質問してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、通告書にありますように、市長の諸般の報告にあった夢の湯の改修計画について大まかなスケジュールはということで、スケジュールを聞く前に、今回、契約の継続、そして改修して、なるべく早くなっていきたいということで、結論を出していただきました。そのことに対しては、非常に私は評価していきたいと思います。そういった中で、本当に地域住民の方も、私が聞くところによると、赤水から、あるいは宮地方面からも早く夢の湯を再開してくれという意見をいろいろ聞きました。その中で、市民の方が非常に喜ばれることであると思います。本当にありがたいことであると思います。

そこで、今後どうなっていくのかということをお聞きしたいと思いますけれども、今回の議会の補正で修繕に対しての補正予算が上がっております。修繕したら、そのまま始まりということになるのか、その段取りについて、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 夢の湯の計画についてということでございます。夢の湯の予算につきまして、今回、補正で上げさせていただいておりますのは、あくまでも工事設計の変更の委託料でございまして、修繕の委託料ではないということになります。今後は、9 月で今回、設計の委託を出しますので、今後のスケジュールとしましては、9 月の議会のほうに工事関係、また業務委託等の計上をさせていただいて、できるだけ早期の営業再開に向けて目指していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 夢の湯が天井が落ちる前からいろいろ問題点もございました。その中で契約の問題とかいろいろありましたけれども、その問題はまた後でやるとして、今回は赤字の問題が以前言われていましたので、その赤字のことについてちょっと触れていきたいと思います。今回、1 年間閉館しました。閉館したにもかかわらず委託料が発生しております。資料の 1、皆さんにお渡ししていると思うんですけども、これはワークネットから全員協議会のときに出された資料の一部を書いた資料です。それと、下のほうが夢の湯の経費について、一部省略していますがけれども、年度何年かやつを出したやつです。そのような中

で、1,000 万円委託料が、閉館しててのただの管理ですけれども、発生しております。これが、ゆくゆくは開館時の 1,600 万円赤字が出たと、今まで言われておりましたけれども、このことが一つは 3 分の 1 ぐらいは影響しているんじゃないかと、そのように思いましてとりあげました。文字の方を読んでいきますと、人件費が 596 万円になっておりますが、人件費を時給 800 円と聞いていますもので、800 円で割りますと 7,500 時間になりまして、1 日 8 時間で割ってみると 937 日働いたことになります。これは、3 人ぐらいで 1 年間働いたぐらいの日にちになるんですけれども、さらに 600 万円の人材派遣に対して 300 万円の手数料が発生しております。だから、それを換算すると時給が 800 円といっても 300 万円増えていますので、1,200 円相当の時給に委託したのと同じになるんじゃないかと。そして、もう一つは、そうやって 1,000 万円委託料が閉館時も発生しているわけですから、事務手数料が発生しています。それで、その事務手数料を今度は委託しなかったらどうなるかという、ワークネットのほうで 45 万円赤字が出ていますので、ワークネット自体が 300 万円以上の赤字を抱えるということになります。そういった中で、閉館時に 1,000 万円なぜかかるのか。こんなに人が稼働されたのか。そのことについて、少しお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 閉館にかかった費用ということで、夢の湯については時給だけの職員ではございません。正規職員も雇われておりまして、当初 6 名の雇用でございます。ただ、平成 30 年度については、平成 29 年度の末、3 月末に建物のほうが破損したということで、4 月からやはり契約をされている方たちもいらっしゃいましたので、雇用の問題もございまして、まずは臨時職員のほうを 6 名のうちカットしております。その後、契約社員等については、やはり首切りというわけにはいきません。雇用の問題もございまして、別のワークネットの中で回していただくという形で、平成 30 年度については 2 回の契約変更をさせていただいております。当初の段階では 6 名の雇用でしたが、途中で 4 名減らし、最後には正社員の 1 名という形で、今回については若干変則的に賃金関係が段階的に減らされていったという形で 500 万円、600 万円近い賃金にはなっているのかなと。これについては、給与の部分、それと手当の部分、それと共済関係ですね、そういった部分も含まれますので、ただ単純に割って時給という形にはならないのかなと考えております。

また、委託料の部分でございます。委託費の部分については、やはり 6 名職員がおっても、2、3 名おっても、やはり事務方としては同じ作業、事務がかかりますので、今回については賃金に対しての手数料は少し高くなってきているのかなと考えております。今年度以降については、十分ちょっと業務の見直しを図っているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 基本的には人材派遣ですから、こちらのほうで仕事が無くなったらあっちに行っていただくと。そして、こちらのほうでの委託料はその分減らしていただくと、そういった工夫ができるんじゃないかと思っておりますので、今後経営改善といいますか、費用の改善について努めていただきたいと思います。

次の下の表が、これがずっと開業から夢の湯の経費のほうなんですけれども、最初合計が

1,800 万円ぐらいだったのが 4,000 万円まで増えております。そして平成 19 年度が公社からワークネットに変わった年です。そして、平成 20 年度から黄色い線が入っておりますが、これがワークネットになった後に上がった部分です。合計すると平成 20 年度で 250 万円、平成 25 年度になると委託料自体が 300 万円上がっていますので、合計すると 500 万円ぐらい上がっております。このころに 1,600 万円の赤字があると言われておりましたが、赤字の 3 分の 1 ぐらいはワークネット由来じゃないかと思うんですけども、ここらあたりで、もうちょっとやれるところがあるんじゃないか。あるいは、私たちは修繕費が嵩むから赤字が増えてますと説明受けてたんですけども、内情見てみるとちょっと説明と違う。修繕費は 3 分の 1 ぐらい、ワークネットの増が 3 分の 1 ぐらい、その後、要は福祉として提供しますので、その分の赤字が 3 分の 1 ぐらいかなと思っているんですけど、これを見て、今後、ぜひ、次、開園・開業するときには、経費をもう一度見直していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 人材派遣という形、公社ワークネットがございます。そちらの部分についても、経費削減というのは私たち経営する側としては非常に必要か考えておりますが、闇雲にその部分を減らすという形になりますと、賃金をカットする、もしくは雇用の場所がなくなるという可能性も出てきております。今現状は、賃金についても少しずつ伸びてきているところもございますので、やはりこのワークネットの部分の委託料については、少しずつでも上がってくものかなと。それについては、やはり賃金上昇に伴う形で上がってきますし、阿蘇市内において安心して、私たちとしては雇用を守るという責務もございます。闇雲に安く、安くというだけではなくて、最低賃金等を見ながら、賃金もやはり守っていく必要もあるかと考えておりますので、無駄な部分については十分協議しながら減らしていく努力をやっていきたいと思いますが、最低やっぱり安全な人数等々については確保していく中で、安全な施設ということで運営をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） それでは、ある意味、市の職員でもやれる部分があると思うんですが、市の職員は人員を少なくしまして、人件費が減りました。でも委託料は増えましたという形になると同じことですし、委託料のほうが、今後消費税も上がってきますので、委託契約になると消費税もかかりますから、そちらのほうが市で雇うよりも上がりますということになると元も子もありませんので、バランスを考えて今後やっていきたいと思います。

そして、さらにそれで委託したほうで赤字が出れば、この施設は赤字じゃないかと、そういう誹りも受けますので、全体のバランスをもって取り組んでいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） その部分、十分経費等も精査しながら運営していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） では、次、医療センターに移ります。医療センターにつきましては、

開業以来、赤字が続いておりまして、累積欠損金が 18 億円、今回で 20 億円になっていくと思います。そのような中で、どうやって経営を持続していけばいいかと私なりに悩みながら考えてきました。そのような中で、昨年の 12 月、交付税基準、一般会計の繰入金を交付税基準の 2 億 8,000 万円から厚生労働大臣の算定基準の 3 億 5,000 万円にすることによって、経営の安定化が図られると期待して、その基準を変えて、それに賛同したわけなんですけれども、7,000 万円ぐらい増えております。一般財源から出ている形になります。その数字というのは、例えば産交関係だったら 6,000 万円～7,000 万円ぐらい、アゼリアだったら 5,000 万円～6,000 万円ぐらい、医療センターが一般財源からプラス 6,000 万円ぐらいになりますので、私は妥当かなと。それで、経営がある程度赤字であったとしても、減価償却で賄える程度でやっていけば、単式に変えたときには黒字が出るような、赤字が出ないような形になるので、これでいけるだろうと思っておりましたが、3 月になって 2 億 6,000 万円足りないという話が出たので、そのとき驚いたんですけれども、委員会でも聞き、文教厚生でも質問が出る中で、どうも数字が違うと。私たちがいただいている数字は、ちょうど平成 31 年度の予算ですから、平成 30 年度の決算の予定の数字が出ています。その数字と、どうも財政課とかがもらっている数字が違うということで話が食い違ってわからないじゃないかということになりました。それで、資料としては 2 番、3 番ということになりますけれども、まず 1 番目の質問として、その資料がどう違うかということがわかりやすくなるように、医業収益と医業費用について出してくださいという質問をしております。それについては、いちいちここでも何月がいくらでしたという時間が足りませんので、2 番目の表として医療センターに出していただいています。これが月々の医業収益、医業費用、医業損益、そして入院患者数、外来患者数になります。結構頑張っておられて、医業経費のほうは一定で止まっていますので、かなり努力されているというのはわかりますし、そのことは評価したいと思います。ただ、これを全部足すと、3 番目の表で見ていただくとわかりますように、実際財政課に出ている数字は平成 30 年度の、ここは 9 月議会と書いてありますけれども、決算で、これ全部足したら 17 億円ぐらいになります。我々が 3 月の議会でもらった、2 月 28 日提出の医業収益については 21 億円出ております。これは、その前の 3 月の議会のときに立てた予算と同じ額です。そのまま数字をもって足りませんと説明してもわかりませんでしたし、どうも財政課と持っている数字が違うみたいですので、説明不足じゃないかと。もっと言うなら、隠しているんじゃないかと思いました。そこで、医療センターの事務局長のほうからそのことについて、ちょっとご答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、昨年 12 月議会で繰出金の追加をご承認いただきまして、ありがとうございました。また、3 月議会で借入金のほうのご承認をいただきました。ただ、それが成果として、谷崎市議が期待していただくような答えが出てなかったことについては、ちょっと残念な結果に終わりましたことは申し訳ないと思っておりますが、まず 3 月議会の中でも指摘がありまし

た、資料の何で齟齬があったのかということの釈明といいますか、説明をさせていただきたいと思います。3月の市議会においては、毎年なんですけど、当たり前ですけども、新年度の当初予算は病院のほうから計上させていただきます。併せて、資金不足を解消するための補正予算というのと同時に上程をさせていただきます。そこがちょっと間違いやすい根幹なんですけど、新年度の予算の中で予定損益計算書というのを予算ベースでつくって、それは地方公営企業法の施行令でつくれとなっております。それが現実的な決算見込みと差があるというのが非常に今回、齟齬を与えた原因だと思っております。なおかつ、財政課のほうからは決算見込みに応じた、病院が資金不足を解消するためにお願いした説明をさせていただいた。病院としては、その所定の規定に基づいた予定の損益計算書をつくった。そこが、事前に議員の皆様方に十分なお説明をしていかなかったのがあのときのということでも、その点は今後は十分に注意して、また来年度お願いするようであれば、きちんと全員協議会の中でご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 医療センターの予算のつくりかたについても、いろんなところから聞きます。経費が先にあって、それに合わせて収益を付けているんじゃないかと、巷の税理士の方からもそう聞きますが、それは目標値として、医業収益をその数字で上げているのは勘弁してくださいと私からも説明しております。ただ、予算を見るときには、決算を見てから予算の推測をしないといけないので、その決算が9月になると、この表で見ればわかるように、平成29年度で4億円、平成30年度で4億3,000万円ぐらいの見込みですかね。こんなに数字が変わってくると、資料として出ている前年度の決算予定というのが全然当てにならないんですよ。当てにはしてなかったんですけど、当てにならないと。そして、今回みたいに借入れさせてくださいというときには、公営企業のほうで決まっている出し方があるかもしれないんですけども、それで出せない場合は全員協議会で実質の数字、財政課に出したような数字を出して、あらかじめ議員のほうに知らせていただきたいと、そのようにと思いますが、そういった決算予定ですね、あれをちゃんとそういった、例えば12月までの実績をもとに1月、2月、3月を加えた決算予定とかいう形で出せるか。それともそれが出せないから全員協議会で説明するか、どちらかのご答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今、市議のご質問はもともとだと思っております。ただ、大変申し訳ございませんが、新年度予算を市議会の3月議会に上程するために市役所のほうに提出するのが1月とかの時期になります。その時点で、決算見込みを出せということになると、出せないことはないんですが、なかなかその3箇月前の時点で決算見込額を出せるというのは非常に厳しゅうございます、タイムラグがありますので。そうなりますと、より現実的な決算見込みを出せということになりますと、新年度の予算書の中の必要な書式は、それはそれで認めていただくとして、3月議会の全員協議会の中で、今年度の決算見込みはこれぐらいになりますということでご報告をさせていただければと思っております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それいいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
この資金不足の問題は、これは損益計算書の医療収益中、非常にわかりやすいところだけ抜粋していますからわかりますけど、話の内容は試算表、貸借対照表の話になって、流動資産と流動負債の問題になってきますので、非常にもっとややこしいです。ですから、ちゃんと数字を出してやらないと、文教厚生常任委員会のように数字だけ言われてもわからんという話になりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、その後、説明に甲斐先生が来られました。不採算性部門はあるということを訴えられていかれましたけれども、じゃ不採算性部門がいくらぐらい赤字が出ているのか。それについてご質問します。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今回、甲斐院長のほうに事前に全員協議会の中で議員の皆様方にいろいろ病院の現状も含めてご説明していただきました。その中でお話ししましたとおり、公立病院として、いわゆる不採算部門を担うというのが責務という認識がございます。救急医療、へき地医療、高度医療、小児医療、災害医療。これは、担わなければならないということになっておりまして、この部門の赤字額とはいうことは、現実的には経理上、そういう採算部門、不採算部門という区分はしておりませんので、非常に出しづらんですが、平成30年度概算で約4億6,000万円ほど、この不採算部門の赤字額ということで算出しております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では、厚生労働大臣の算定基準の3億5,000万円、12月言われました。それよりも実際のところ、現場の赤字は多いということですか。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい、そうでございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それで、時間もあれですので、経営をどうしていくかという話に移っていきたいんですけれども、事務局長のほうから今後の経営の見通しについて説明いただきますが、私としては、それもひっくるめて、やはり何か委員会を立ち上げたほうがいいんじゃないかと。例えば、厚生労働大臣の基準があったとしても、現場はもっと赤字が出ている、不採算性部門についてどういう見解を記すかとか、いろいろございます。例えば、ここで経費を浮かせるために、個々の部分を削りたいというときに病院ではなかなか判断しづらいものとかもございます。そういった意味で委員会を立ち上げたほうがいいと思うんですけれども、まず経営について今後どう考えておられるか、ご答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 開院以降、毎年赤字を計上しておるということで、非常にそれは病院としても心苦しいことも含めて重大な問題だという認識はトップの甲斐院長を含めて、事業管理者を含めて、職員一同そういう心づもりは持っております。経

営改革につきましては、今のところ取り組んでおりますのは、以前は総務省の経営アドバイザーとかでいう事業も自ら手を挙げて指導を仰ぎました。もう一つは、昨年８月から改めて事業管理者をトップに、各部署の長をメンバーとした経営企画会議というのをつくっております。月２回それを開催しまして、現状分析を含めて、今のスタッフの中で努力することによって可能な改善策というのをそれぞれ導き出しながら取り組んでいるところでございます。将来的には、根幹は当院が改善する根幹は、常勤医師が充足するというのがまず第一と思っております。なので、その取り組みも当たり前ですけれども、ずっとやっておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○８番（谷崎利浩君） 今後の課題として、前提として今下がっているのを何とか横ばいにしないといけないというのが前提としてありますけれども、不採算部門をどのように見るか。そのまま不採算性部門を続けていくのか、不採算性部門が厚生労働大臣以上の基準であるならば、一般会計から入れるか何か考えていかないとはいけません。それについても、病院だけで判断するのはちょっと難しいと思います。医師の確保、先ほど言いました、カットしたくてもできない固定費、そういった負担の判断が病院だけで抱えるのも酷だと思います。私たちも一般質問で外から見てもなかなか中身は見えづらいところがございます。ですから、先ほど不採算性部門がこれだけだと言われても、はい、そうですかと簡単に信じることもできないです。分析してみないとわかりません。そういうわけですから、やはり内部に議員側からとか、執行部側からとか入れて、第三者委員会といいますか、経営改善のための委員会を立ち上げたほうがいいと思いますけれども、そういったことについて、病院側としてはどう思われますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ご指摘の点は十分理解したいと思います。しかしながら、今当院の抱えている喫緊であり最大の課題は、医師確保と、常勤医師の確保ということになっております。それが解決すれば、すべて解決するのかと、でもほとんどそれで解決すると私は思っておりますが、都合よくというところちょっと言葉は悪いんですけども、熊本県が地域医療連携ネットワークという事業をスタートしました。県が熊大のほうに２億円寄附を出して、それを原資にしまして地域医療拠点病院というのが１５あるんですが、そこに常勤医師を派遣すると。来年度からは、必ず派遣するということで、熊大の病院長が確約も入れております。なので、うちは１５の地域医療拠点病院に指定を受けております。それが、単純に現状で指定書もらって、はい、地域医療拠点病院だということならいいんですが、医師を迎えるにあたって、いろいろ準備をしないといけないということで課題を突きつけられております。３つほどその課題を今年度中にクリアしなければなりませんので、当面、ベースになるのは事務スタッフになりますので、現状、そっちのほうに今年度は重点的に対応させていただければと思っておりますので、しかるべき、ある程度議員の皆様方に朗報が報告できるタイミングが出れば、来年度から、例えば常勤医師が何名増えそうだということもお示しできますので、その点を今のところ、ちょっとすみません、確証はありませんが期待

しているところでございますので、委員会につきましては、当面は病院のほうでは設置は見送らせていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、8 番議員、谷崎利浩君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行します。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） あと 3 分ぐらいで終わりますので。

それで、要は甲斐先生は黒字にするとされますけれども、私は黒字にしろとはいいません。赤字でもいいので、累積欠損金が増えていってもいいですから、減価償却とかで、減価償却も今度 6 年の償却が終わるやつが 2 億円分ぐらいあるから、赤字が 1 億円ぐらいになると思うんですけれども、その範囲内で赤字を抑えていただいて、キャッシュフローと資金不足に陥らないようにしていただく経営努力をしていただいて、そして医師を確保されて、あと 1 億円、1 人確保できれば 1 億円ぐらいプラスになるという通説も聞いておりますので、そういった形で考えていっていただきたいと。ぜひ、償却範囲内で赤字を抑えていただきたいと、そのように思います。そして、その後、機械の更新のときには、2 分の 1 ぐらいの補助が国から来るとは思いますけれども、その 2 分の 1 については、また執行部といろいろ病院のほうで相談していっていただきたいと思います。ぜひ、病院でされるというのであれば、病院の中で、それを目標に頑張っていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） まさしく議員がおっしゃっていただいたように、その道筋は十分考えておりますので、それに向かって鋭意努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） では、以上を持ちまして終わりますけれども、1 分ありますから、荒木課長、よかですか。はな阿蘇美の未収金の 283 万円の根拠だけ、一言説明いただいて、それで終わらせていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 基本納付金の金額でございますが、はな阿蘇美の総売上に対する 3%という形で 283 万円が納付金と定められております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 今後、このことについて、平成 26 年度には 1,200 万円入ったり、平成 27 年度に入ってなかったりとか、非常にまちまちなので非常にわかりません。基本的には 600 万円ということよろしいんですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 指定管理者に伴う基本納付金は 600 万円という形になり

ます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今回は時間がありませんので、その指定管理の契約関係について、まちまち、場所によって金額が様々違いますので、それに対する法律はないと聞いていますが、確定的な法律はないんでしょう。料金を決めるための。指定管理に対する条例はありますけれども、金額の件については出てこないと思いますけど。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 納付金については、あくまでも私たちのほうが営業していただくという形になりますので、その施設ごとに検討して金額が定められているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それでは、鐘が鳴りますので、このあたりで一般質問を終わらせていただきたいと思います。今日はちょっと早足でわかりづらいところもあったと思いますので、ご了承いただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 8番議員、谷崎利浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） これでは、午後1時から再開したいと思います。よろしく願います。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、これより午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、11番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○11番（市原 正君） 11番議員、市原でございます。通告に従い、順に一般質問を行いますので、執行部の的確なる答弁を求めておきます。

まず、今回、3つ通告しておりますが、まず1点は、先般の今議会の冒頭の市長の諸般の報告の中に教育課が文科省の新しい学習指導要領の中に小学校の5、6年生で英語科として授業が始まる。それを先駆けに、阿蘇市として先行して英語検定チャレンジ事業の補助金を創設するという、私もこれは高く評価をしておりますが、この点が出されました。非常にいいことである。また、他の市町村に先駆けて阿蘇市がやると、模範になるんじゃないかと思いますが、この点について、再度説明を求めたいと思います。こういった内容なのか、簡潔に答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お疲れさまです。ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

今般、補正予算ということで、英語検定チャレンジ事業補助金ということで 100 万円計上させていただきました。これにつきましては、最初からちょっと説明いたしますが、来年度から、先ほども説明がありましたが、新学習指導要領ということで小学校 5、6 年生、これにつきましては外国語科として新たな授業が始まります。それで、本市では昨年から先行して英語の授業に取り組んでおります。これに加えて、今年から外国人に情報発信できるよう、グローバルな人材を育てようということを目的として、小学 5 年生から中学 3 年生まで、児童生徒を対象に補助金を創設したいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 英語検定に補助金を出すということで、先ほども言いましたように高く評価をしたいと思いますが、やはり英語、特に外国語は、話すこと、英会話ができるということが一番何じゃないかなと私常々思っています。もちろん文法等も大事ですけども、話せるということが一番大事なんじゃないかなと思っています。そういう点で、今、阿蘇市に A L T の先生が 3 名いらっしゃいますが、この方々たちと生徒が英会話をする。その重要性というものの必要性、そういったものは教育課として認識しておられますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えします。

A L T の必要性ということで、本市では昨年度から申し上げましたように取り組んでおるという説明をいたしました。小学校での外国語活動ということで時間を設けて、先行的に取り組んでおるわけですが、各中学校のその A L T、外国語指導助手を週 1 回小学校に派遣しております。それに併せまして市の非常勤の職員を 2 名確保して、外国語の活動に取り組んでおる状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 私は、ここで何が言いたいのかというのは、A L T の増員ということをご提案したいと思っています。3 名で足りるのかと。学校がいくつありますか。そういう中で、各学校に 1 名ずつぐらいいてもいいんじゃないかと。そして、その学校の中でその A L T と生徒が英会話をする。そこで、英語力が子どもたちにしっかりできてくるんじゃないかと考えていますが、どうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） A L T の必要性については、私たちも必要と考えております。それで、本年度におきましては、昨年度ぐらいから要望してまいりました、英語の専科の先生が 1 名配置されております。この先生の体制で構築をしましてまいっておるわけですが、小学校の英語活動が将来の英語力のスタートになるよう、楽しく学ぶ、そういう環境を現在のところつくっておる状況で、そういう興味を持ってもらうような授業を目指してやっているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、ありがとうございます。

教育長にちょっと伺いたいんですが、やはり英語の専門の先生を数名入れられるという、

今、課長の答弁であります、私的には、やはり英語の力を付けるのは英語を話す、その相手が外国人である。その外国人に話す勇氣、あるいはその機会、そういったものが大事じゃないかと考えています。既に先ほど、どなたの質問だったかわかりませんが、その中にありました。阿蘇の観光客の約7割は外国人であるという答弁を観光課長のほうがされておりましたが、既に阿蘇の周りに、阿蘇地区内にたくさんの外国人が来ています。そういう方をやはり何かのチャンスで学校に来ていただくとか、そういう方向性を教育課として、教育長、つくられたらいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 英語教育の充実についてということでのご質問で、最終的には生徒が自分の力で外国の方と自由に英語で会話ができるという最終的な目標だと思っておりますけれども、今、小学校は基礎の段階でございますので、いきなり外国の方と話すというのはかなり無理がありますので、今、基礎、基本的な言葉とか、あるいは文化とか、そういうものを学ぶ学習をやっております。英語のそのネイティブな英語ということになりますと、ALTも週に1回、小学校に行っておりますし、話す機会もあります。それから、電子黒板を配置しておりますので、デジタル教科書があって、その教科書を映して実際のネイティブな英語で話したり、会話したりするような学習もできます。それからよく考えてみますと、外国の方と結婚されて阿蘇市に住んでおられる外国の方で英語がしゃべる方もたくさんいますが、逆に日本語がよくしゃべられませんので、生涯学習講座で日本語を学んでおられる方もたくさんおられますが、そういう方に学校に来ていただいて、直接子どもと一緒に会話したり、会話を勉強したり、あるいはその国の文化を勉強したりするようなことも、これから考えて子どもたちにそういうネイティブな会話というか、英語の力が付くような取り組みも考えていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 教育長、答弁ありがとうございます。ぜひ、そういった方向性を教育課として見出していただきたい。要は、話せることの大切さじゃないかと思います。外国の方と英語で話せる、そういった機会をどんどんつくっていただく、それがやはり英語力を付ける力だと思いますので、お願いしておきたいと思います。

それでは、2 番目の質問に入ります。非常に大変大きな質問をしております。今、社会問題として高齢者の交通事故、本当に痛ましい交通事故が多発し、そして尊い命が失われております。そういった中で、これは大きな社会問題として毎日クローズアップされておりますが、そういう中で、阿蘇市の現状はどうなのかということで、阿蘇市に目を向けたときに、そのことをまず考えるわけです。免許の返納を考えていたが、奥さんが病院に行くから、通院するから免許を返納できなかった。そして、奥さんを送って病院に着いた。アクセルとブレーキを踏み間違え、何度も前に行ったり後ろに行ったりする。その中で、奥さんをととうひき殺してしまった。そんな痛ましい事故。そういうのが多発をする中で、阿蘇市の現状はどうなのか。その点について、答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今、阿蘇警察署のこの管内でございますが、高齢者、これ 65 歳以上の統計を取っております。その方々が絡む人身事故、これが平成 26 年が 34 件ということで伺っておりまして、これを直近の平成 30 年、このときには 19 件ということで、減少の傾向にあるという状況でございます。また、阿蘇市内におけます交通事故の発生件数といたしましては、人身事故、それから物損事故があります。これらの事故が平成 29 年は 1,171 件、このうち 379 件が高齢者が絡むというような事故の状況。それから、平成 30 年、このときには 1,135 件の事故がございまして、このうち 372 件が高齢者が絡むということでなっております。また、平成 31 年に入ってから、6 月 13 日現在をお聞きしたところ 470 件中 176 件が高齢者が事故の当事者として関わっておられるということで、大体約 3 割の方々が高齢者が絡むということで伺っておるところでございます。

また、免許証の返納ということでございますが、これは交通安全協会のほうが行っておりまして、平成 29 年度阿蘇市民の返納は 72 名ということ。それから、平成 30 年が 69 名、令和元年度でいきますと、5 月末現在で 19 名ということで伺っておるところでございます。これらにつきましては、阿蘇地区の交通安全教育推進協議会、こちらのほうがございまして、免許返納に伴います運転経歴の証明書、これを発行される際の証明手数料、これが 1,100 円でございますが、その助成を行っております。従いまして、先ほど平成 30 年が 69 名ということでしたけれども、このうち 50 名の方々には、そういった助成を受けて免許の返納が行われているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、ありがとうございます。阿蘇市の現状、やはり 3 割の方が高齢者であると。そういう状況を説明もらいましたが、同時に免許証の返納、それもかなり阿蘇市の中では 70 名、60 名近くの方にどんどん返納していただいているということですが、いろんな市民の方に聞きますと、どうしてもやっぱり先ほどの話ではありませんが、病院に行かなんから免許証はいるんだと、そういう話を聞きます。返納したい。でもそれができないという状況を話されます。だから、私が言いたいのは、その後の、免許を返納した後のフォローですね。当然、阿蘇市は実際、乗合タクシー、あるいは波野の福祉バス、こういったものが運営されています。でも、これで十分なのかという点までちょっと話を進めたいと思いますが、財政課長、どんなふうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいますとおり、阿蘇市では路線バス、路線バスの補完として乗合タクシー、波野地区では福祉バスを走らせているところではございます。ただ、これで十分かとおっしゃられると、確かに私たちも十分だとは思っておりません。ただ、例えば地域のコミュニティバスを走らせるとなると、特定少数の人減であれば利になかった運行ができますので皆さんに負託に応えることができるんですけども、阿蘇市みたいにエリアが広くて観光客が多いところであれば、当然そういった不特定多数の皆さんの負託に応えるということはなかなか

か難しいところがございます。行き着くところ、結局のところ、路線バスみたいに決まった区間を決まった時間で走る、そういった形に修練されてしまいます。ですので、今、私たちが思っているのは、その免許返納させるその環境づくりのために、今ある路線バスとか、乗合タクシーをさらに充実させることで乗りやすい環境をつくりたいと。この2つの体系を今後も堅持していきたいと、そういったことで努力をしたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、まさに私が聞きたかったことをズバズバ答えていただきました。やはり、乗合タクシー、福祉バス、そういったものをさらに充実を財政課として、また執行部として考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

課長、ありがとうございました。

高齢者の問題、当然福祉課も絡んできます。福祉課長はどういった見解をお持ちでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にご回答させていただきます。

高齢者や運転免許返納者のみの問題ではありませんけれども、市民部関係の会議や会合において、やはり地域の方々から今後の買い物とか、今さっきおっしゃられたような通院、あと生きがいくりのための活動の場への交通とか、こういうものに関する不安の声というのは、やはり会議の中で上がっております。福祉の面の社会保障制度、この中で一応そういう制度はあるのですけれども、やはり対象者が限られているという部分がございます。なので、地域の中の意見としては、やはり公費でいろいろできる部分には限界があるのかなと。地域の方々の声で、そういう声をいただいているところです。その中に、地域の会合等の意見の中では、やはり身内、親類による支援、これがまず第一だろうと。次に、地域補助、こちらのほうでやっていけるような取り組みもして、また施策的にも応援できるようなものがないかなという声を私が参加した会議等では伺っております。こちら辺の共助の考えを含めた皆さんの意見あたりを阿蘇市内の交通問題を諮るような会議の場で意見として提案させていただいて、やはり地域の方々の意見というのが今後の施策を決める上の道しるべにはなると思いますので、そういった会議の中でどういった支援ができるかを考えていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 非常に福祉課の課長として、興味深い、今答弁をもらいました。地域で支えるという非常に興味深い答弁をもらいましたが、実際に課長がその会議に行って、どういった声を聞いているんですか。どんな会議に行かれたのかはわかりませんが、地域の会議の中で、どういった声が出ていますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 会議の中の声ですので、一応私の考えというよりも、一応記録というよりも記憶で答えさせていただきますけれども、当然、皆さんが考えられている中で、隣の人を乗せていく際に、やはり事故をしてしまったらどうしようと。それが一番、いろい

ろそういうサービス、支援をしていきたいけどという部分で悩まれている方がおられます。そういう保険のこととか、あと親類の方からそういう事故を起こしたときに責められるのではないとか、そういう不安とか、あと性別ですね、男の人が女の人を乗せていったときにどう思われるとか、乗る側のほうの意見としては気の毒という部分があって、お金を払いたい、その人に。ただ、その部分になるとお金を取ってしまうと白タク行為とか、そういう部分出てきますので、そういった部分がどうなるのかとか自由な意見が出された場ではございました。ここら辺の自由な意見というのが将来の何かを探し出すためのヒントになるのではと思っています。その他にそういう部分の間に合わない部分については、移動販売支援車、こういう部分の意見があったり、昨今、コンビニ業界あたりも参加はしてきているところですけども、配送サービスとか、そういうものの情報提供とか、こういうのを求める声がございました。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 今、課長から会議の中でのいろんな話を、実例を聞きましたが、ぜひ福祉課としてそういったものをまとめて、そして各地域に下ろす。そして何とか、私も行政の一員ですけども、行政でできるというのには限界があると思います。だからそういったものを何とか形にして出していただきたい。そういうふうに要望したいんですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今のご意見ですけども、やはり福祉サイドという部分だけですがにも限界があります。いろんな市の行政機関、交通に関することを含めて話して、いろんな施策の計画を立てて立案していきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。

今、高齢者の交通事故、そして免許返納、そういったことについて質問をいたしました。総務課長、財政課長、そして福祉課長と答弁をもらいましたが、やはりこれは地域として市だけが考える問題じゃない。地域として考えていく問題だと思っています。今、福祉課長にも要望しましたので、何とかこういう形を全体で創り上げていただきたいと要望しておきます。

それでは、最後の質問になりますが、これは前回の3月議会でも質問させていただきました。いわゆる野焼きの賃金が各地区、あるいは牧野組合等によって違うという話を聞きましたので、その点を質問させていただきました。何でこれを質問したかといいますと、やはり野焼きというのは阿蘇の景観を保つための大事な作業であり、また非常に危険な作業であります。野焼きで命を落とされた方が何名もいらっしゃいます。そういう作業であります。そういう作業に従事をしてもらう地域の方々にやっぱり料金の格差があるというのはおかしいんじゃないかと私は思いました。だから質問をしたんですけれども、この3箇月、いろいろ調査をする中で、私も私なりに野焼きのことを質問したんだから調査をしました。ところが驚くことに、ある地区では、この間3月のときには1日出て500円という賃金を出しましたけれど

も、ある地区では一切賃金が出てないという地区もありました。それはどういう内容なのか、そこまでは調べができませんでしたが、農政課長、農政課のほうでその後調査されましたか。その辺の調査をしていれば、答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ご質問にお答えさせていただきます。

先般、3月の定例会のほうで野焼きの日当につきまして均一かといったところのご質問をいただいたところでございます。これまで、調査等につきましては多面的機能事業の創設される前にグリーンストックさんのほうで、約5年前でございますけれども、アンケート調査を各牧野のほうにされておりまして、そちらの内容状況を確認させていただいている状況でございまして、特別に新たな調査については、現在まで行っていないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 新たな調査は行っていないということですが、今、農政課長が持っている資料はあるんですか。そのときの調査の結果というのはあるんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 市が主体的に調査を行った関係ではございませんので、内容についてはグリーンストックのほうから許可をいただいておりますので、公表については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 民間がやったということで、その結果は控えるということでありますので、ぜひ農政課、仕事がいっぱいあると思いますが、その辺も調査を進めてもらえませんか。非常に驚くことが出てくるんじゃないかと思います。やはり阿蘇市としてやっている以上、いろんな補助金も出しているわけです。そういう中で、その格差があるということ自体が私はおかしいと思っていますので、早急にその調査を求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） グリーンストックさんの調査結果を拝見させていただきますと、やはり議員おっしゃるようにばらつきがあるというところが見えてまいったわけでございますけれども、そもそも各牧野でございますけれども、共同作業に対する日当の支払いということで、中山間事業であるとか、多面的事業を活用いたしまして、地域の合意形成の基に運用されているということが実状であるようでございます。また、作業日当につきましてが額の決定でございますけれども、牧野の対象面積、それから組合員数などの地域条件がありまして、そういったものを踏まえまして、各地域で使い道、用途等の取り決めを行っていただきまして、日当の額もそういった形でお決めになっているという実状でございます。従いまして、そういうばらつきがありますけれども、日当の格差については、作業内容でありますとか、そういったもの、条件からしますと、やはり格差についてはやむを得ないということで我々は認識をいたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 格差はあっても仕方がないということですが、先ほど言いましたように、野焼きという非常に危険な作業であります。だから、その牧野、牧野、あるいは地区、地区での内容を十分に把握をして、できるならばある程度の水準までは、今の、片一方は 7,000 円、一方は 500 円とか、そういった状況じゃなくて、ある程度の統一性というのは持つように今後検討をしてほしいと要望したいんですが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 新たな国の事業あたりの見直し等も今後出てくるわけでございますので、そういった国の事業を活用するにあたりまして、阿蘇市の基準と申しましょうか、運用に対して制度設計を行うにあたりまして、また民間団体と共同になりましてそういった調査を踏まえさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。

以上で、今回の私の一般質問終了いたしますが、特に英語教育について、世界に通用する阿蘇市の子どもたちをつくるために、ぜひ教育長を先頭に、先ほど答弁いただいたことを実行していただきたいと要望します。

また、高齢者の免許返納については、やはりどうしてもその後のフォローというものをしっかり考えていく必要があると認識をしておりますので、一丸となってその対策に対してのきちんとした形をつくっていただきたい、そう要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 11 番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

続きまして、10 番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 10 番議員、菅でございます。通告書に沿って質問をいたします。

まず、内牧市街地の振興策についてであります。肥後大津から阿蘇駅間の全線で運行を再開する見通しとなった JR 豊肥線。そして、また国道 57 号の現道、国道 57 号の北側復興ルートの 2020 年度の開通は、通学・通院や観光、経済面などにあらゆる効果が期待できると言われておりますが、現時点では観光への影響は依然として大きく、地震前と比べた回復率は実質 6 割で、阿蘇山上や教育旅行は特に深刻であるとのことでもあります。しかし、九州観光推進機構がアジア地域の旅行者を対象とした九州観光の関心度調査によると、北京、香港では阿蘇山への関心度が最も高く 1 位、この年はお金持ちがいっぱいおる都市でございます。また、台湾、フィリピン、マレーシア、インドネシアでも 3 位以内に入っており、理由として温泉や自然景観や体験型の観光が特に人気だったということでございます。同機構は調査結果を踏まえつつ、ニーズに合った旅行商品の展開、そしてまた受入環境の整備を検討していきたいとのことでした。

そこで、国内外の観光客を見据えたおもてなしの意味でも、市街地の主な地域を整備しなくてはいけないのではないかと思います、質問するわけでございます。

まずはじめに、内牧市街地の癒しの空間を確保ということで質問させていただきます。内牧市街地においても、商店街の皆さんの努力により、若者を中心に県内外から休日にも変わらず多くの観光客の方々が訪れられるようになってきました。このことに対して、大変喜ばしいことであります。しかし、せっかく内牧を訪れた方々が市街地内に休息するスペースがないため、路上でたむろする姿や歩道に座り込んでいる光景が多く見受けられ、交通機関にも支障を来す恐れがあることから、公的な駐車場を兼ねた休息スペースの確保を検討してはどうだろうかと思って質問します。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、内牧の癒しの空間という形のご質問でございますが、内牧市街地には、阿蘇体育館に隣接して中央公園がございます。中央公園については、木チップを敷き詰めた散策路であったりとか、中のほうには日陰があります東屋、それとか中央には芝の広場もございますので、できればそちらのほうを商店街の方たちも十分活用いただければと思っておりますが。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 今の答弁ですが、あそ☆ビバの公園とか一体となったまちづくりということで、そこでその空間を利用すればいいんじゃないかという答弁でございますが、私なりに考えた構想がありまして、限りある財政の中ではございますが、旧ショッピングセンター跡地にコアラ跡地ですね、あの跡地を阿蘇市体育館の第2駐車場として大きな催しやスポーツ大会などの駐車場などに使ってもらって、駐車場として使わないときは癒しの空間として阿蘇の歴史、または内牧の歴史などの紹介スペースを置き、あそこの温泉が枯れてないということですので、足湯などをつくってゆったりした空間をつくっていただくことにより、また観光客も増えて交通にも支障がないようになるのかなと思っております。これはお金がかかることですので、財政的にも大変心配なところもありますが、そういった提案をしてみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） コアラ跡の活用ということですが、コアラ跡につきましては、今、民間さんが持たれているところでございまして、なかなかそちらを買うとなると財政的にも非常に大きいのかなと思っております。ただ、内牧についても、先ほどのご質問の中で観光客の方が休む場所がない、いろいろあっておりまして、私もこれまで内牧の方々と話し合いの中で、やはり観光客が休む場所がないという話は以前からあっておりました。それで地域の方と当時話し合いをして、あちらこちらにイスを置いたりとかしたこともあります。ただこれが平成 24 年の水害でちょっと全部流れたという形にもなっておりますので、その辺については、また再度地元の繁栄会の方と協議しながらどうするかという部分も検討していきたいと思っておりますし、内牧商店街の真ん中のほうには A r t - c h i（あーとち）という形で、今、繁栄会の事務所がある場所がございますので、そちらの前も空間がございます。そういった部分も休息スペース、癒しのスペースという形でいろいろ何か展開ができればなと考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、あと一つ、提案といいますか、もう前からこういった提案はあったらと思っております。信用組合からJA葬祭まで、あの空間を日曜日とか祭日限定して歩行者天国にすることにより、その道が癒しの空間になるのじゃないかなと思って質問するわけでございます。それで、私も湯布院に行って、湯布院の観光客のめざましい発展をしておりますが、その観光課に行ってやはり聞いてきました。あのメイン通りは歩行者天国じゃなくて、民間の車も乗り入れているということでございますね。でも、結構観光客が多くてうらやましいなと思ったわけなんです。それで、その観光課に聞いたところ、やはりあそこの観光課も歩道と車道に分けて整備したいが、やはり道が狭くてそのスペースがないということで断念したそうでございます。問題点もやはり内牧の商店街と一緒に車と観光客が接触したりすることをとても心配しているというご意見でございました。そこで、何で歩行者天国にならないのかということを質問したら、メイン通りに民家が多くて、その民家の許しが出ないので歩行者天国にはならないということでございました。ということで、内牧を考えたとき、内牧はある程度商売人の人がメイン通りには多いですね。だからそういった話し合いで歩行者天国にもなるのかなと、素人ながらに考えたわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） その歩行者天国の件、以前も地元の繁栄会の方ともいろいろ話をしたこともございます。一つは、生活されている方があるんですが、時間帯によってはお店の方、業者さんが仕入れをするというときに、時間帯が合わないということもあります。これは、歩行者天国については、内牧だけではなくて、阿蘇神社の近くも警察のほうからもうそろそろどうだという話もあっているんですが、なかなかやっぱり地元の方の問題もありまして、歩行者天国というのが地元の方に協力いただかないと非常に難しいのかなという気がしております。ただもう一つは、歩行者天国については、やり方としては土曜・日曜の時間帯だけをするとかいう部分も検討ができないこともないんですが、内牧の場合は真ん中に銀行がございまして、そちらがお客様が来るときに、どうしても車で入らないといけないという方もいらっしゃいますし、店舗によっては、もう自分の店舗の前に駐車スペースを設けられているので、そちらに買い物に来られるお客様が今度は土日が入って来れないという、様々な問題もありますので、歩行者天国等の協議については、警察とも十分協議する中で、地域の中の合意形成が十分できれば、検討していくこともできるのかなと考えています。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 十分課長、検討していただき、事故がないように検討していただきたいと思っております。

以上で、観光関係を終わります。

続きまして、内牧市街地の道路、上水道等のインフラ整備の計画ということで質問いたします。震災前当時は総務課長だった現総務部長の高木部長と私、それから警察署の署員、ま

た内牧5区の区長他数名で内牧ローソン前の信号機の件、また小中学校のスクールゾーン内の消えかかった横断歩道のマーカーの件、その件につきましては早々にきれいになりましたが、新橋までの舗装整備の件で現地立ち会いの上、協議いたしました。しかし、その後、震災があり、協議が途中で終わったわけですが、震災から3年が過ぎ、その後どのようなになったか。また、今後どのようなになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。ただ今、市議のほうからご質問がありました、平成28年の3月の議会におきまして、市議のほうから見通しが悪く危険な横断歩道がある。その以前、平成28年1月末には、小学校3年生の子どもがはねられて事故に遭うということもありましたので、それを受けて早急に、3月末になりましたけれども、総務課、そして阿蘇警察署と地元区長さん、道路管理者であります建設課、それと通学路でありますので教育課、立ち会いのもと現地を行っております。当然、地元の区長さんのほうにも来ていただきましたし、市議のほうにも来ていただいております。その中で、まず横断歩道、これにつきましても、実際、横断歩道があるのはあるんだけど、実際白線が消えかけてしまっている。そういった状況にもございましたので、実際、警察の方に見ていただいて、こういった状況ですよ、これでいいんですか。そういったことを地元区長さんのほうからも強く言うていただいて、白線については改善がなされたところでございます。地元の区長さんのほうからも点滅の信号になっておりますし、止まれの標識あたり、何とかならないか、そういったご要望っておりますけれども、なかなか交通標識に関しましても、公安委員会の関係にもなってきますし、点滅の信号についても路面から5m以上の高さはやっぱりないといけない、そういったことがあって、実際改善も進んでおりません。変則的な十字路でございまして、なかなか出るときが見えづらい、そういったこともあります。一番いいのは、用地がある程度確保できれば車道と歩道を分離するであるとか、セットバック、家を建てられるときに車道から2、3m引いて家を建てるとか、そういったのができれば一番いいんですけれども、現在のところは、やっぱりソフト面、通学時間帯には交通指導員も実際立っておりますので、交通指導員による誘導でありますとか、帰りには地域の方々の見守り、そういった分をお願いするしかない、そういった状況になっております。現在のところ、横断歩道のみ改善ができています、そういったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 今、部長言われたように、あそこの交差点は変則でございます。それと、観光客の人気がありますホテルが近いということで、観光客の車も往来しております。それで、朝夕は中学校と小学校のスクールゾーンということで、あの横断歩道を結構通るんですよ、子どもがですね。この前ある子どもが、私は目の前で交通事故で起きるとじゃないかなということを、そういった車と車の接触みたいなやつがあったということで伺っております。何事もないればいいんですが、あってからじゃ遅いので、強く要望はしておきます。

部長、結構です。

それから、建設課にお尋ねいたします。この平成 31 年度の当初予算で舗装されるよう計画されていますが、地元住民の方々の話を伺いましたところ、整備していただくことは非常にありがたいことですが、舗装がよくなれば今まで以上にスピードを出して通るのではないかと心配している。ある一人暮らしの高齢者の女性の話を伺い、うちの家は玄関を開けるとすぐ前が道路になっていて、車の多い日は玄関を開けて道路に出るのが怖いということを聞きました。また、このような一人暮らしの人が結構数件あります。道路に時速 30 km制限の表示がありますが、県内外から近場にありますが人気旅館に来られる人は、幅員が広いので、30 km制限の認識がありませんと思われる。

そこで、中央線を引くことにより幅員が狭まり、減速することが予想されます。この道路に中央線を引くということになれば、その幅員との絡みがあるのか。また、この道路に対して中央線が引かれるのか。お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

道路のセンターラインの基準と申しますと、全幅で 6.5m 必要でございます。外側から 50 cm、50 cm が路肩の線ということで、その間にセンターラインが引けます。その範囲におきましては、現地を見ますと永田商店さんからローソンさんの交差点あたりまでは 6.5m ございます。それから、家入外科を通過してコアラ前は、歩道があるものですから、車道幅員としては 5m 程度しかございませんので、センターが引けないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） ローソンまでは引けるということですね。そこで、やはり名前を言うといかんばってんが、毎日屋かまぼこ店さん前、あそこの急カーブがありますね。あそこら辺も 6.5 ということであれば、やはり減速させるためにも中央線を引いていただくか、今度、整備ができるということであればですよ。原則マークがありますね、1m 間隔ぐらいで、側線の内側に 1m 間隔の点線みたいな白線があるじゃないですか。原則マークですかね。どっちが効果があるかなと思っておりますが、やはり近くの高齢者の人は、本当に玄関を開けるとすぐ前が道ということで、大変怖がっておられる人もおられるんですよ。どっちがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在が路面標示が消えておりまして、横断歩道がありますというダイヤのマークが 2 箇所残っているだけで、外側線が入ることによって、それ以上路肩に寄らないんじゃないかなと、両側にですね、今がもう真っ黒なので、側溝に寄れるまで寄ってしまうという状況もございますので、まずは外側線で表示しまして、安全を促すというのでどうかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、ぜひ、中央線がでけんならば、原則マークはぜひしてもらいたいと思います。なぜかというと、毎日屋かまぼこ店の前は急カーブになっているんですよ。あそこで車が家に突っ込んだことが何回もあります、以前ですね。だから、原則マーク

か、中央線かは絶対どちらかは付けていただきたいと思います。とおもっています。

それから、やはりあそこは中学校のスクールゾーンということで、側線がちょっと狭いかなと思うんですよ。側線もちょっと広げてもらって、あそこ歩道がないもんだけですね、歩道の幅を確保していただきたいと思います。とおもっていますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 毎日屋かまぼこ店の前は 6.5 ございますので、センターラインは可能でございます。また路肩の表示としましては、例えば緑色に着色するとかいう事例がございますので、また警察あたりと相談しながら、安全に通行できるように努めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございます。

続きまして、水道課にお尋ねいたします。市内に水道管は 230 km あり、その 1 割に当たる 23 km が耐用年数を経過している状況で、今後は整備計画を作成し、計画的に更新に努めると 3 月の定例議会で説明がありました。全体の 1 割が更新の対象ということで、水道事業は健全な運営がされているのではないかと思います。この 23 km の中に内牧市街地の水道管はどのくらいあるか、水道課長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ご質問にお答えします。

内牧の耐用年数が過ぎた水道管の延長ですけれども、その前に 3 月の議会で申しました 230 km と 23 km につきましては、上水道と簡易水道、統合前の延長でございまして、統合後の延長が 344 km、それから耐用年数を過ぎた水道管が 34 km となっております。申し訳ありませんでした。このうち、内牧上水道の耐用年数を経過した延長ですけれども 6 km となっております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 耐用年数を過ぎたのが 6 km ということでございますが、この 6 km に対して、内牧の今後の更新は何年ほどかかるか。また、その計画がなされているのか。お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） お答えいたします。

更新の計画ですけれども、市街地の上水道は昭和 50 年代後半から実施されました下水道工事に併せた布設替え工事によりまして、ほぼ全域を硬質塩ビ管に変えております。このうち、昭和 61 年以前の塩ビ管については耐震対応ではございませんので、老朽管の更新と併せまして工事費用の経費削減も考慮しまして、建設課の舗装改修工事に併せて布設替え工事を実施しております。具体的な、何年度で整備が終わるという計画はございません。経済的にちょっと余裕がございませんので、できるだけ舗装計画に併せて実施しております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 財政上、なかなか厳しいということでございます。やはり本当、

金があつたらできることではございます。借金までして頑張っていくのも、なかなか私たちもそこはちょっと考えざるを得ないかなと思っております。

それから、今後、その老朽管に関して、もうこれ以上言いたくないんですが、整備計画を作成して、中長期的な計画などをしていかななくてはならないのじゃないかな。それをする、せんは別にですね、やはり中長期的な計画は立てていかななくてはならないんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） お答えします。

現在、内牧地区以外全域ですけれども、老朽管、管の口径の大きいもの、また断水しますとその範囲が広い地域の老朽管を対象に優先順位を付けて更新しております。3月議会で申しましたように、まだ行き当たりばったりのそのような計画でございますので、財政計画、整備計画を立てて正式な計画、水道事業の運営をしていかなければならないと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。

続きまして、水道管の老朽管の更新が行われた後に舗装が行われると思いますが、今の内牧市街地の舗装を見る限り、震災の伴う大型車の通行や地盤の緩みから、雨の日は水たまりが多く見られるようになりました。内牧小学校の通学路でもあり、少なからず子どもたちにも迷惑を掛けております。早めの整備を望みますが、内牧の市街地の舗装は何年ぐらい前に整備されたのか。また、そして耐用年数などがわかりましたら教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

内牧市街地、議員おっしゃる路線は角萬からあそ☆ビバの前の交差点を通っていきま食堂、家入外科、成瀬建設という路線かなと思いますが、以前は、県道でございますので、それ以降、主だった舗装はやっておりません。いよいよ今年から補助事業に乗せて整備を随時やっていくというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） やはり再舗装の整備は、車の通る数や地盤の強度で変わってくると思いますが、旧角萬の前から温泉病院あたりまでの道路も、朝夕通勤する従業員、この温泉病院に従事されている従業員が約350名ほどおられるそうでございます。その人たちが毎朝・夕、通るわけでございますが、また通院される患者さんやら、観光客、また生活道路として多くの方が利用しておられます。道路が大変傷んで整備が必要だと思います。沿線の住民の方々が夜少しの段で車が多いため眠れないという苦情も私にいただいております。よかったら、本当、財政を考えてせないかんとだろうと思っております。あんまり強くは言いませんが、このことも頭中に課長、たたき込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃるとおり、予算も限られておりますし、なるべく補助事業でやりたいというのがございまして、補助の枠もございますので、なるべくその予算を獲得できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、市街地内の電柱の地中化についてお伺いいたします。大分県の湯布院や豆田町、熊本では山鹿市の八千代座など、街並みの景観の素晴らしい観光地は電柱の地中化も進み、車道上の障害物の除去の面からも安全で地域住民の生活に優しい空間整備が進められております。本市も、阿蘇駅周辺の景観整備として、国庫補助金による交付金の防災安全交付金を活用した電柱の地中化が進められております。これも市長の積極的な要望活動のお陰だと思っております。私は以前、この電柱地中化について一般質問させていただきました。内容は、道路沿線の電柱・電線は、地域の景観を阻害し、災害時の救助活動や通行も妨げるものです。国際観光都市を目指すまちづくりをするためにも、電柱の地中化も一つの方策である。場所は内牧広町や仲町商店街、阿蘇の玄関口の阿蘇駅周辺が対象にはならないかといった内容だったと思っております。そのとき答弁していただいたのが、当時まちづくり課長だった佐伯課長、建設課長だった阿部部長が補助金の内容、メリット、デメリット、工事に係る高額な整備コストなど、当然ながら財政部分を考慮しながら検討の余地があると詳細な答弁をいただいたわけでございます。非常にハードルが高いなと思っておりましたが、今回、阿蘇駅周辺に整備できるということで喜んでおります。

そこで、今回の予算で約何kmぐらい工事が行われるのか。また概算でメーターいくらぐらいかかるのか、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

議員が今おっしゃったのは坊中の、はい。地中化につきましては、県道を整備する分については2億2,000万円、延長が250mでございます。市道分につきましては9,000万円、延長が190mでございます、おおよそ1m当たり50万円～90万円かかる試算になります。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 本市内にも内牧市街地や阿蘇駅周辺の仲町商店街など、阿蘇を代表する観光スポットもあることから、今後、財政部分も考慮しながら、計画的に電柱の地中化事業を推進すべきと考えますが、将来的に検討の予知があるか。また、世界文化遺産などに指定されれば、こういった問題はすぐに解決すると思いますが、やはり国の重要文化財の楼門などは2023年度を目途に再開するということ、そういったことから、やはりこういった大事なところは検討して、財政が許す限りそういった検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 内牧の広町付近になりますと、ほぼ家が張り付いておりまして、道路の中には水道管、下水道管、またNTTと九電の線もございます。その中に管を入れる

ことになり、すごい費用がかかってきますので、1メートル当たり 50 万円から 90 万円と言わずにその倍近くかかってくると思います。場所によっては可能なところも、内牧以外では埋設物が少ないとか、条件が整えば可能性はあると思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。地中化に関しては、この辺で終わります。

続きまして、街並み整備に関する支援事業ということで質問します。街並みの統一的な環境を図るため、以前、外壁の整備や街路樹の植栽に対する補助金など、街並み景観に関する補助事業があったと思いますが、現在も存続しているのか、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 街並み整備に関する支援ということで、現在も景観整備事業補助金ということで 100 万円を予算化しております。内容としましては、植栽関係、植樹等に関する原材料、苗木等の原材料については 10 分の 10、整備に費用な機械借り上げについては 3 分の 2 の補助で、人件費については対象外としております。現在は、この予算の中でもう一つ追加しましたので、商店街の統一看板、またはイスであったり、景観に対する部分については、補助率としては 2 分の 1 にはなりますが、統一看板等についても対応するという形にしておりますので、ぜひご活用いただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 苗木や樹木など 10 分の 10 ということでございます。内牧の中央線の街路樹ですね、アメリカフウですかね、大きい街路樹ですね、ああいったのは対象にはならないのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 中央線の街路樹等については、道路の街路樹ということで建設課のほうの管理になっておりまして、うちの場合については商店街の中でどこか植える場所があったりすれば、特に植栽の樹木等の限定はしておりませんので、その地域が望まれるやつが対象としております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 個人、個人の申請では統一的な景観をつくることができないと思います。住民参加のもとで景観整備に関した地域ごとの年次計画などを作成する必要があると思います。例えばまちづくり団体単位での協議を優先すべきと考えますが、その点、課長何かご意見ありますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） やはり景観整備という形になれば、個人、個人じゃなくてその通りであったり、範囲の中で合意形成が必要かと思っておりますので、商店街等でも過去これは話したことがあるんですが、なかなか植栽を植える場所がないというお話もいろいろ当時あっておりましたので、そういった部分が対象となるような組織、または地域があれば、補助対象に乗せていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 時間が少ないようですので、ちょっと早めに行きます。

続きまして、市道内牧中央線の花壇の管理ということで、花壇の管理が非常に立派になって、景観がすごく充実した景観、美しくなっております。まだ街路樹の空きスペースを活用して、地元商店街や各種団体の方々が中心に花壇管理委員会が形成されております。この季節に応じた花々が街路樹の空きスペースを耕したことにより、内牧中央線沿いの道路景観も見違えるほどきれいになってきました。先日、花壇を管理されている方々の意見を聞いたところ、将来的に管理者の意向が花壇に反映できるようになれば、さらに管理運営会の方々も管理に対する意欲も出てくるのではないかという意見でございました。これは、あくまで提案でございますが、管理看板の統一を図り、できれば現在表示、示されている管理者ごとのネームプレートに管理者のコマーシャルを入れるとか、道路沿線沿いの数箇所に掲示板を設置して、イベントなどの紹介をするなど、管理者の意欲を増進させることにより、通行人の興味もかき立てるのではないかと思います。このような提案に課長、どのように考えられているから、お伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今のご提案です。今、18 団体の事業種団体、それと区画は 41 区画を花壇にしております。今のご提案なんですけれども、看板のネームプレートの統一は、2 年前ぐらいからご意見も出ておりましたので、今後も予算の都合もありますが、検討していきたいと思います。

スポンサー花壇についてを、当初、平成 29 年ぐらいからこの花いっぱい運動始めているんですけれども、最初からスポンサー花壇といいまして、福岡市が今行っております。福岡市は 20 万円いただいて、例えば民間のどこどこ銀行さんから 20 万円いただいて、その管理をボランティアがしてというような取り組みなんです。そういったことも私たちも今、いつも協議会の中で、どんな形がいいんだろうねということでやっております。でも今のところは、まずは地震からのイメージの脱却ということで、まずは地元の人たちが管理する自分たちのネームプレートを上げて、そして暖かみの中でもてなそうということになっています。スポンサーは、あくまでお金だけをやって、管理はまた他の人にやらせるというやり方なんですけれども、いろんなご意見は、会長の木下会長も持っておられまして、いつも委員会の中で話しているところです。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。

最後になります。そこで、市長にお尋ねいたします。この阿蘇市の主な景観地の振興策として、今後どのように考えられておられるか。簡単によろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 簡単にといいるとかなり難しいんですけれども、端的に申し上げて、やっぱりこのところは平成 24 年の水害、平成 28 年の地震、その再建ということがあり、いろんな商店はもちろんですけれども、市民の皆さん方の気持ちが内向きで、再建のほうに

エネルギーが行っておったと思います。そういう中において、やはり元号も変わりました市、昭和から平成に至っては、いろんな意味で対応する時代であった。でも今度は、施政方針の冒頭に申し上げておりますけれども、いよいよ起動していく時代に入ってきたということは、これは象徴的には 2020 年にいろんな道路の整備とか、先ほど菅議員がおっしゃられたようなことがインフラの整備としてきちっとそれが姿として表れてくる。これほど阿蘇にとって環境が整ってきたということはないと思いますし、今まで内牧のほうでもまちづくり検討委員会、あるいは活性化委員会、ハード事業の問題、いろんな委員会が立ち上がっては、また少し火が消え、また新しく立ちあがってきたということでもありますので、ここは一つ、行政がやるべきこと、そしてそういう住民の皆さん方が揃ってそういう意思統一をしながら、その分担というものをきちっと、役割分担というんですか、そのことを明確にしながら取り組んでいくということが一番かなと思っておりますし、内牧温泉を例に挙げれば、イコール温泉でもあると同時に、それと同時にあれだけの観光客が訪れてきたというのは、やっぱり阿蘇山の見学というものを無視には考えられないだろうと。ここには、必ず連動があるものであると思いますし、ガス規制等によってなかなか見られない。それが昭和 54 年以降のだんだんお客が少なくなってきたということが一つの要因としても上げられるのではないだろうか。今、一所一体となって山上の皆さん方ともその辺の改善ができるように、今頑張っているところでありまして、できることを一つ一つやっていく、創り上げていくことによって、阿蘇はどこの観光にも劣ることのない素晴らしい資源がありますので、あとは我々が一致団結してやっていく。そのことがこれから求められておることではないかなと思っており、我々も一生懸命住民の皆さん方の、市民の皆さん方の気持ちを自分たちもしっかりと理解をしながら、これから進めていきたいと、そう思っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 市長、ありがとうございました。

あと 1 点通告していましたが、次回、また頑張らせてもらおうと思っております。今日答弁いただきました部課長さん、どうもありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 10 番議員、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 2 時 25 分から開会したいと思います。

午後 2 時 16 分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、9 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 午後から 3 番目の一般質問に立たさせていただきます。

質問に入る前に、まず傍聴席にこれだけの傍聴者の皆さんが貴重な時間を割いて議会にいられているというところに関しましては、大変感謝を申し上げたいと思っております。今後とも、時間のある方は傍聴にお願いしたいと思っております。議員も襟を正す機会にもなりますし、執行部のほうも、またしっかりと答弁のほう、お願いしたいと思っております。

今回、3 項目一般質問をさせていただきます。①の項目が阿蘇医療センターの現状と常勤医師確保に向けた取り組みについて。2 番目が仮設住宅の現状と今後の空き家住宅の取り扱いについて。それと3 番目が、まだ梅雨には入っておりませんが、豪雨災害時期の前に行政と議会と情報を共有しようということで3 番目に一般質問を持ってきました。

まず最初に、医療センターの現状と常勤医の確保に向けた取り組みについて質問をさせていただきます。

1 番目が「急患の対応の状況は」と上げておりますが、まず最初にこの2 番目のほうの患者の診療までの待ち時間について、事務局長にお聞きしたいと思います。開院時は診療科目が重なった場合に大変待ち時間が長いと。駐車場に車を置く場所もないという話をちょこちょこ耳にしていました。しかしながら、現在は、平成 30 年度は1 年間の外来者数が約 5 万 6,000 人ということで、開院時よりも随分と1 万人以上は外来者の数が増えています。最近、私も医療センターのほうにかかりましたんですけど、患者の方は結構数人いらっしたんですけど、待ち時間に関してはあんまり待つなという認識がありませんでした。これは、医療センターでもいろんな改善策をされてきたのだと思っておりますけれども、事務局長、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、市議のほうから今評価をいただいたことにつきましては、職員としても大変うれしく、評価していただいたことを持ち帰りたいと思いますが、待ち時間ですね、ご存じのとおり、開院以来、多くの患者様のほうからいろいろ苦情といいますか、いただいたておりました。当初から解決すべき課題だということで、何とかして待ち時間の短縮化が図れないかということで、本当いろいろ取り組みをさせていただきました。特に外来診療委員会という委員会を立ち上げて、関係者、病院長をその委員会の委員長として入っていただいて、できることをということで、例えば先生方の協力を得ながら検査を先にさせていただくとか、時間枠の中で、お薬だけをもらいにきた患者様と初診の患者様は長くなりますので、そこを、患者様のご了解を得ながら入れ替えをさせていただいたりとか、そういった工夫をさせていただくことで、全体的な待ち時間の短縮化というのを図ってきました。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 改善に向けては、引き続き努力をしていただきたいなと思っております。

それで、2 番目に急患の対応状況ということでお聞きします。県の医療機関に関するアンケート調査を見ますと、やっぱり県民の民意というのがどこにあるかということは数字に出ておりまして、やはり休日、夜間の診療体制の充実、これが 66.3%ということで、一

番県民の皆さんが大変そこで回答が高い統計が出ているわけでございます。

そこで、常勤医 7 名の今医療センターではございますけれども、この急患の医療センターでの休日、夜間態勢の受け入れの現状の体制はどうなっていますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ちょっと先に報告なんです、去年は 9 名の常勤医師がいらっしゃったんですが、1 年間で救急搬送、いわゆる救急車の受け入れが 881 人、ちなみにそのうち 405 人は即入院でございました。また、休日・時間外の患者数は 4,409 人という一応実績が出ております。なお、消防の方に確認しましたところ、救急車の受け入れの約 7 割は阿蘇医療センターのほうで受け入れをさせていただいたという実績が出ております。

体制につきましては、いわゆる時間外、平日の夜間、休日は昼間と夜間と 2 部になりますが、基本的に常勤医師が 1 名、当直ということと、救急外来を担当する看護師が 1 名ないし 2 名と。放射線技師とか臨床検査技師は、その都度、オンコールで呼ばさせていただくということで対応させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 常勤医が 7 名というところで、昼間は診療されて、また入院患者の対応もされて、夜はまた救急の外来の方の対応もされているというところで、常勤の方の仕事も大変だなと思っているところでございますけれども、やはりどうしても受け入れができないといいますか、私のところに来た話によりますと、子どもがどうしても夜病気になるって、救急車呼ぶほどでもないんだけど、病院に連れていったと。そしたら担当医がいなくてということで断られたというクレームも入っております。こういうクレームは事務長、ちょくちょく入っていますか。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ちょくちょくではないんですが、入っております。これも救急病院ということで標榜しているものですから、そういったご期待があるというのは十分認識しております。ただ現実として、今さっき申し上げましたように、時間外の当直は医師が 1 名だと。そこも将来的には救急専門の医師の配置というのをすべきだという認識は十分あるんですが、現状としましては常勤医師が交代で担当すると。脳神経外科の甲斐院長もおられれば、循環器内科の先生もおられれば、小児科の先生もおるというような状況です。保護者の皆さん方にとっては身近な医療センターのほうで子ども様が発熱した場合とか、体調が不良になった場合、診てくれというのは親心としても十分そうだと思います。私もそうです。ただ、本当に申し訳ないんですが、乳幼児になればなるほど、やはり物を言わぬ子どもさんですから、なかなか専門の医師でなければ診断に苦慮するというのが本音でございます。その専門医が、それもまたこう言ってしまうと語弊なんです、小児科の先生が当直のときだったらお引き受けしているはずなんです。ところが、それ以外の先生であれば、いかに医者と言えども今は専門医でございますので、外科の先生が子どもさんをなかなか診れないというのが本音のところだと思います。ということで、市のほうにも実はお願いをし

ておりまして、いわゆるトラブルで一番困るのが、今、市議がおっしゃっていただいたように、救急車を呼ぶまでもない、何とか自分たちで連れていこう。なおかつ、電話でもいただければ事前に病院とのやりとりをさせていただけるんですが、要は連れてきたと。その場合、結果としてお断りをしてしまったと。うちで診てもらうより、より専門的な医療機関に行っていたほうが子どもさんのためだということでそうってしまったというケースがほとんどだと思います。保護者の方にもお願いなんです、＃8000、小児救急電話相談、そういったのを乳幼児健診とかに、できれば事前に相談をしていただいて、すぐやっぱり病院に連れていかなん症状なのか、そうでもないのかとか、そういったことも保護者の方にも知識としてもらえればと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今、言われた＃8000 あたりは、もうちょっと広報でも何でもどんどん出したほうがいいと思います。とにかく親が連れていくと、もう急患を受け入れてくれるのは医療センターという頭があります。その中で待つと先生が小児科の先生なのか、脳神経外科の先生かわからんけれども、やっぱり先生に一遍診てもらって、そこで親御さんに安心してもらいたいというところがあるんじゃないかなと私は思うわけですね。そこで、例えば小児科の先生がおらんから、ここでは診られませんといった場合のその後の対応というのは、どういうふうに事務局長、なっていますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ケースバイケースだと思います。保護者の方で、それじゃということで、以前例えば日赤の小児救急のほうに行ったりとか、そういったことであればそちらのほうに行っていただくとか。あと消防の方に問い合わせをしていただいて、子どもさんがこういう症状なんだけど、受け入れをしてくれるところがないとかいうようなことで対応していただいております。それと、いわゆる＃8000 は病院のほうにもきちんと表示をしております。院内掲示もしております、周知を。その部分は、病院もなんですが、どちらかというと行政として、要は乳幼児医療ということで乳幼児健診とか、そういった際に、より周知をしていただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 急患の受入体制に関しては、今、ちょっと私が話したような感じなんですけれども、ちょっとでも診ていただければ安心して、例えばこの薬を出しとくので明日の朝まで診てくださいとか。ちょっと先生が診て、もうこれはすぐ3次のほうに連れていったほうがいいですよと判断を子どもの場合はしていただければ助かるかなと思います。急患に関しては、質問はこれで終わります。

次の質問に移りたいと思います。震災後に少し看護師さんが減ったのではないかという話もあっております。この医師・看護師の熊本地震後の配置状況、例えば熊本市外あたりからどれぐらいの看護師さん、そういう方々が通勤をなさっているのか。大変家族の方からも通勤がきついと。やはり何か託児所の整備あたりもやってもらいたいといった話も出ておりますけれども、事務局長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今、在職しております正職の看護師は、全体で84名おります。それに市民病院からの受入看護師が10名ということで、熊本市市民病院につきましては、開院後、順次引き上げられますので、その分はまた不足すると。あと、いわゆる産休・育休者が十数名いらっしゃるというのが現状ですね、まず。あと市外からの通勤者でございますが、総数職員150名、正職おるんですが、全体で55名。37%の職員が阿蘇市外からの通勤者でございます。そのうち、看護師は28名、全体でいったときに約2割、看護師だけの87名でいけば3割の看護師さんが市外からの通勤者ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） こういった状況を、医師でも看護師でも勤務状態やそういう全般的な意見の吸い上げというのは、病院では何か活動を行われていますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） まず、通勤に関しては、当たり前ですけども通勤手当等を出しておりますので、あと先ほどおっしゃいましたように、産休・育休明けの看護師が、要は子どもさんを預けないことには復帰ができないということがあって、うちの場合はまだ院内託児所がありませんので、なるべく早く院内託児所の整備をしてほしいというのがあります。それと、ご家庭があって市外からの通勤をされている方もいるんですが、いわゆる独身者の方もいらっしゃいます。そこは、なかなか、病院としてはなるべく近いところ、阿蘇市内のほうに住んでいただきたいというのはやまやまなんですが、居住地の制限もできないものですから、生活に便利なのか、大津町とか、合志市とか、菊池市とか、あちら辺りから通勤されている方も先ほどの通勤者の中におられまして、そういった意味では、宿舎の確保、いわゆる看護師寮、看護師宿舎というのも話が以前からありましたので、それは当然今後整備すべきだということで予定をしております。ちなみになんですが、計画としては旧病院に今震災の仮設住宅が建っております。住環境課を介しちょっと打診がありましたので、病院としましては今のような看護師を含めた医療関係者、当院の関係者の宿舎用と、託児所用という用途を前提に、0か100かと言われておりますので、26戸あるんですが、一応26戸くださいということで県の方につないでくれということでお願いはしておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） なかなかいい話を聞いたと思います。私も、あそこは病院が近いので、これはまたあと住環境課のほうで期限が切れた後の利活用については、またしっかりと聞いていきますけれども、大変それはいい案かなと思っておりますので、それはしっかりと県のほうにつないでいただいて、あそこには集会所もありますので、ちょっとした託児はあの辺りでもできるんじゃないかなと思いますから、その話はしっかりと進めていっていただきたいなと思っております。

先日全員協議会の中で、甲斐院長から阿蘇の医療について、それと熊本地震について、そして3つ目が医療センターの現状について等の説明がなされたところでございます。まず

は、2 次保健医療圏の医療機関の定義というのが、1 次保健医療で対応できない患者の受け入れができること。それと、入院に関わる医療を提供する体制の確保、それと 3 番目が一般的な保健医療が概ねその地域で完結できる体制整備を図ることと、こういう 3 つが挙げられますけれども、一般的な保健医療の地域完結型とは、事務局長、どういったことになりですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今、市議がおっしゃったその定義で、要は 1 次のクリニックがかかりつけ医ということでやっていただいておりますが、当然そこで手に負えない部分と検査関係ですね、当然阿蘇医療センターみたいに高度医療機器、CT、MRI を備えて患者様の診療にあたって、診断するにあたって、そういった高度医療機器が使える医療機関ですね、それとももちろんですけど救急搬送の受け入れができる。入院ができる。ただ、どうしても 2 次医療圏で完結できなければ、当たり前ですけど 3 次を送るということでの位置づけで、そういった定義の中で県のほうから指定を受けてということで阿蘇医療センター、2 次医療圏の中の公立病院ということで、それを担ってくれということとなっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 現在の常勤は 7 名ですけれども、そこを非常勤でカバーをされていますよね。大体非常勤の先生方が何名ぐらいいて、報酬的には何対何あたりの報酬を支払われていますか。ざっくりでもいいですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 人数は、約 30 人です。約という言い方をなぜするかというと、熊大の、例えば小児科にお願いしたときに、特定の先生だけではなくて交代で来てもらったりしているもんですから、そういった約ということになります。回数も、いわゆる頻度も週 2 回来ていただく先生、週 1 回、月 1 回、診療科によってそういった頻度で来ていただいております。

あと、特に今年度は常勤医師が 7 名ということで、非常勤医師を院長が説明したように、特殊外来を含めて多くの非常勤の医師を雇わざるを得ない状況になりました。確かに金額はちょっと言いづらいんですけども、それなりのお医者さんですから、1 日当たり、半日の方もいらっしゃるんですが、報酬と交通費をお支払いしています。一つの検証としては、お願いはしたものの、どうしても病院経営のことも考えなければなりませんので、言葉は悪いんですけども費用対効果、ただその物差しだけでは判断できないことも多々あります。小児科とかはお困りの保護者にとっては、医療センターの今特殊外来の小児科がなければ、熊本まで通院せんといかんというお困り、慢性的な慢性疾患、難病というのもありますので、そういったのもあって、なかなか金銭に換えられないところかなと思いますが、人件費の割合は、まだ出しておりません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 何かの機会に人件費の割合も教えていただければ助かると思います。

4 番目の質問に入るわけですが、全協でも甲斐院長から説明があったように、全国の 2 次医療圏の中で 335 医療圏の中で阿蘇市は 321 位という数字で表されております。午前中の議員の質問にも、常勤医がもう少し増えれば、採算の部門でも少しずつは改善できるのではないかと事務局長が発言されたと認識しとるわけですが、この 4 番目に医師修学資金貸付制度の検討というところで上げておるんですが、実は大変私の身近なところで、今年中学校を卒業した女の子が東京の医療機関からこの修学資金の援助を受けて 4 年間その専門の高校に行って、そして卒業後、6 年間、東京に行くことになるんですが、6 年間勤務をすれば、貸し付けられた金額はもう返さなくていいという制度があるということで、私もずっと調べてみました。例えばこの公立玉名中央病院でも同じような制度を使われてやっているわけですが、ここは入学金相当 100 万円を限度に出しますと。それと、授業料及び生活費相当、月額 20 万円、年間 240 万円。6 年にすると 1,440 万円ですかね、これを 6 年間援助して、医師の免許を取ってそのあと 6 年間公立玉名病院のほうに勤務をすれば、これは返さないでいいですよといったような政策があります。事務局長、医療センターでもいかがでしょうか、考えてみたら。財源的に、もし苦しいのであれば、今日はちょっと通告していませんけれども、応援寄附金あたりを充てて、何とか阿蘇にお医者さんを 1 人でも 2 人でもつくっていくというような、そういう考えはいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 貸与資金制度の前に、医師のことをちょっと言われましたので、2 次医療圏のですね。全国 335、2 次医療圏の中で阿蘇は 321 位と、医師少数区域の指定がなされました。これは、当院の医師ももちろん少ないんですが、他の病院さんももちろん含まれていますし、クリニックの先生方も含まれております。失礼ですけど、クリニックの先生方も後継ぎがいなければ、高齢化に押されていくと思いますし、人口に対する医師数としては、なかなか厳しい状況がこれから先も将来的に続くのかなというのはもう現状として。なので、例えば、当院も当たり前ですが、市としても、県としても、一応国もということなんですが、てこ入れをしていただかないと地域医療が守れないというのは現状だと思っております。

そういう中で、修学資金のことなんですが、県にちょっと事業が先にあります、県事業として。熊本県医師就学資金貸与制度というのがあります。事業内容につきましては、県内の地域医療を担う医師を確保するため、医師が不足している地域の病院等に将来医師として勤務する医学生に対し、修学資金を貸与するもので、大学卒業後の一定期間、県知事の指定する地域の病院、県内 35 あります。そのうちの 1 つは当院です。で勤務した場合には、就学資金の返還が全額免除になります。ちなみになんですが、県がつくったのが約 10 年前です。で、今またそのつくった当時からまた変わってしまっていて、6 年間医学部に行って、医師の資格を取って、初期研修を 2 年して、後期研修を 2 年して、10 年経たないと地域の病院に回ってきません。やっと来年度から、その 1 期生 3 名が、さっきの 35 というのが全体数なんですが、地域の病院は 8 です。うちは 8 分の 1 になりますけれども、3 人の方が 8 の病院で結論から言うところ取り合うことになると思います。都合よくそこに、本人希望がどうかわかり

ませんが、県の意向として阿蘇は少ないから優先的に配慮していただければ、8分の3という確立で県の事業の中でもこの貸与医師の配置ということで来てくれる可能性は、マッチング次第ではあるかと思います。

もう一つは、院長と市長が県知事をお願いをしていただいて、平成28年度から継続して自治医科大卒業医師の派遣も、お一人ずつですけど受けております。こちらは卒業後、9年間公立病院等に勤務した場合は学費の返還が免除になるということで、今、國友先生という先生が1人県職員というお立場でうちに来ていただいております。お金の話もちろんあるんですが、貸与制度の導入そのものについては、先行投資という表現でいいかわかりませんが、かなり先を見なければならぬ制度であるというのが一つですし、将来的な医師確保というそういうメリットはありますけれども、医学生医師としての将来を逆に言うと束縛することになるということもありますし、実はなかなか表だっては出てきておりませんが、実際、貸与後のトラブルもあったと、先行されている病院の方からも情報として聞いているところもありますので、そういったことを考えれば、慎重な対応を取っていくべきかなとは思っています。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 医療センターでも研修医だとか医学生、平成26年度から研修医が大体17名、医学生が24名ということで受け入れをされております。受け入れはされておるんですけれども、予算書あたりを見ると、この医学生や研修生に関しては、センターのほうから、もちろん市のほうから何も経済的な負担というのは出てないですね。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 研修生につきましては、それこそ院長が公立病院として教育的役割があるということで積極的な受け入れをさせていただいて、なおかつ打算としましては、1箇月ですけど地域枠で来ていただいたときに、阿蘇医療センターを気に入っていただいて、その先生が何かしら将来的に勤務先が選べるときに、ぜひ医療センターを選んでいただければということも含めて積極的な受け入れをさせていただいて、費用につきましては医師住宅を無償で提供しています。それと、食事も病院食ですが、1箇月間、まかないで出させていただいております。派遣される病院によっては、報酬の請求がある場合もあります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今、事務局長が言われたように、こういう研修医だとか、医学生あたりを受け入れてやっているというところで、医療センターを好きになっていただいて、いづれここで病院の先生として帰ってきていただくのが一番いいわけですが、いくつか今、制度の話もありましたけれども、やはり6年とか10年とかいうスパンでないと、なかなか生え抜きの先生を連れてくるのが大変難しいような、そういった見通しだというところでございます。市長も甲斐先生とこの医師確保につきましては、悪戦苦闘、もう毎日常勤医のことが頭から離れないぐらいいつも考えていらっしゃると思いますが、この修学資金の貸付制度というのはずっと前からあるんですけれども、なかなかこれを市長が使われないとい

うか、そこら辺は市長に何か考えがありますでしょうか。市長、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この制度そのものは、何となく耳ざわりのにはすごくよさそうに感じますけれども、でも若き青年が医師を志す。そのときは純粋な気持ちで志して、研修も受けながらということがあるんですけれども、そこにお金という問題が絡んできて、就学の資金とか、あるいは生活費とか、そういうものが負担として一つ出てくると。ということになれば、それをご恩返しという意味で、もっと研修をしたい、もっと向学心に燃えて何かにチャレンジしたいという時期にそういう足かせが出てくると、その青年医師の将来と、それから医師のさらなる向上ということの芽を摘むようになってくると思っております。いわゆる紐付きで果たして人を縛ってしまっているんだらうかと。イコール将来においては、先ほどもそういう制度をやっているとしてもトラブルが起こってきているということは、人権の問題にも関わってくるのではないかとことを僕は慎重に考えていますし、やっぱりそういう中において、先ほどいろいろありましたように、そういう宿泊場所を提供するとか、託児所とか、あるいは阿蘇を好きになってもらうために研修医に来てもらうとか、そんな努力をしっかりとしなきゃいかんということで、甲斐院長先生とその辺の気持ちというのはしっかりと今共有をしておるところだと思っておりますので、その部分については、まだ慎重に検討する余地があるかなということをおもっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 市長、ありがとうございます。この制度については、今、市長の思いを聞いたところでございます。とにかく整形外科の先生、これを何とか常勤医でお願いしたいというのは、もう本当に市民の皆さん方が、やはりこれだけ高齢になってきますと、そういう診療が非常に多いと思います。常勤医の獲得というのは大変な仕事だと思いますけれども、できれば整形外科の先生を何とか、事務局長、お願いしたいなというところで、この4番目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、口腔外科を医療センターのほうでも開設いたしております。月でも、週でも、日でも、大体どのくらいの方が診療に来られていますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 歯科口腔外科の患者数につきましては、動向ですね。2月に開設したんですが、現在、週2日外来診療、ただし紹介のみということなんですけど、2月が28人、3月が58人、4月が70人、5月が65人ということで、順次増えております。

あと、歯科口腔外科治療に伴いまして、入院をしていただくということで、3月に6人、5月に11人、現在も入院患者様がいらっしゃいます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） わかりました。口腔外科は、皆さん、紹介状を持ってこられるということですね。歯でなくて、口の中がどうしても、見てもらいたいというときに、歯科じゃない人が行って、ちょっと口の中診てくださいと言われても、やはりどこか病院から紹介

状を持ってきていただかんと診れないということですよ。答弁は要らんです。そういうことですよ。わかりました。その制度はちょっと考えたほうがよくはないかなと思いますので、また次、何か機会がありましたら質問いたします。ありがとうございました。

次に、仮設住宅の現状と今後の空き住宅の取り扱いについて質問をさせていただきます。現在の仮設住宅 116 棟の入居者、入居世帯の数をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設住宅の今の入居の数でございますけれども、現在 116 戸のうち 69 戸が入居中でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 先日の熊日も西原村の小森仮設団地で大規模集約ということが新聞に載っておりました。阿蘇市でも、集約的なものを考えていらっしゃいますか。端的にお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 集約でございますけど、現在、退去の期限とか、そういう見通しからいきますと、本年度中に災害公営住宅ができあがりまして、その中で大分再建をされます。一番個別的に入居期限が決まっておりますけれども、一番長い日とで令和 2 年の 7 月ということでございますので。そうしますと、今の、来年の 3 月時点で想定しますと、それから入居で残られる方が恐らく 3 戸から多くても 5 戸ということになります。そして退去期限まで 3、4 箇月ということでございますので、集約はしなくて、それぞれの仮設にそのまま入居いただけないかということで県と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 先日の県議会で、蒲島知事が来春までに再建ができない世帯が 1,700 世帯。そのうちの自宅の完成待ちが 800 世帯、公営住宅の入居待ちが 650 世帯、区画整理などの公共工事の進展待ちが 250 世帯ということで、阿蘇市はこの後者の 2 つですね、公営住宅の入居待ちは大体 3 月までには終わる。それと、公共工事の進展待ちの 250 世帯には該当しないと思いますけれども、この 800 世帯のうちの何世帯かに、やはり入るといふことですかね。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 一応再建の見通しのことだと思いますけれども、そうしますと仮設住宅で災害公営に入られる予定の方が 33 戸、それと自宅再建で再建されるという方が 31 戸、それとその他のところで再建をされるという方が 5 戸と。大体それで 69 戸の内訳になりますので、特段今言われるような方は阿蘇市のほうで該当しないと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 退去後の仮設住宅の活用について、先ほど医療センターの看護師さんたちの寮にでも、26 戸とは言わないけれども考えているという話があったおりました。その他のところについては、撤去なのか、残すのか。撤去すればどういう利活用を考えていらっしゃるのか、端的にお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 木造仮設住宅は、基本的には入居の役目が終わりましたら解体撤去ということでございますけれども、県のほうでは有効活用していただきたいということで、市町村に有効活用ができれば、譲ることも可能だということでございます。ただ、阿蘇市では早急な災害対応ということで、阿蘇市有地に優先して建設した経緯もございます。その阿蘇市有地は、所管課である教育課なりいろいろその所管の計画が既にあったところにお借りして立てたということでございますので、その辺での調整、検討が必要だということになっております。一応、仮設の有効活用というか、そこも含めまして、公有地活用のための庁内会議がございます。そちらのほうで検討は始めているところでございますので、まだまだそういった底地の計画とのすり合わせ等がございますので、まだ検討が必要な状況ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。今後流動的ということなので、また期日が迫ってくれば一般質問でも、またお願いしたいなと思います。

それでは、最後の質問に入ります。(2)をお願いしたいなと思います。指定避難場所の指定についてというところで、今度の6月の阿蘇広報にも、今度はこのレベル1からの5ということで、少し防災の基準が変わってきております。今までは避難勧告と避難指示というのは分かれてあったんですけれども、今度は避難勧告と避難指示というのは、レベル4というところで同じレベルということになりますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今回、国のほうが昨年の西日本豪雨、そこで逃げ遅れということがあったことから、もう早めにとということで、今年の6月からこの運用を始めておって、レベル4イコール、もう私には逃げる必要があると認識してほしいということで、市は避難勧告、または避難指示ということで出していきますが、それらをまとめてレベル4という位置づけがされているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 指定避難所というのは、大体阿蘇市で今40箇所指定してありますけれども、ここに指定避難所というところで避難をしたと。そしたら、レベル4の避難指示になったと。そしたら、その指定された避難所におった人たちも、また別のところに避難をせんといかんという事態が出てきますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） そういったことにつきましては、今のところ想定はしておりませんが、前回、平成24年の水害、こういった際には、指定避難所としているところについて、また水が来るというところもあっているところですので、実際のところですね。今回も、昨日の全員協議会で県のほうから来てご説明していただきましたが、最大浸水想定区域、こういったことに関しては、水に浸かる区域という形で指定が新たにできている部分もございま

す。そうすると、そういった大量の雨が降るという予報が出てくる場合には、移動がやむを得ないという部分も出てくるかと思います。ただ、その場で基本的には人命を守ることとでございます。基本的にはその場に留まっていただくような形になるのでないかなと考えておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 指定避難所のほうにお願いをできんかというところでちょっと私も相談を受けている訳ですけども、一度そこに、指定避難所のほうに高齢者も行って、その後、避難指示が出たから、今度その指定避難所から例えば阿蘇市の体育館のほうにまた移動してくださいとかいうパターンが出てくると、やっぱり高齢者というのは何遍もは行けないので、そこらの指定避難所のあり方というのも少し考えんといかんかなと思うところがございますけれども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） そういった形で、私どもが指定しましたその指定避難所だけに来てくださいということは考えておりません。自らが、特に今は自主防災組織という形で活動いただいております。自らが運営する、自らが一番安全と思われるところに逃げていただくという形が大前提でございます。地域のほうの集会所、そういったところもたくさんございます。そういったところに、自分たちが避難しておる。我々はそういったところと連携をしていくという形のことも考えていかなければならないと思っているところでございます。特に今回の内閣府のほうが大きく舵を取って、自らの命は自ら守るということで舵を取られました。伊勢湾の台風の時には、住民の命は行政が守るということで取り組んできました。治山であったり、河道改修であったり、砂防工事であったり、いろんな行政のほうハード面の整備、そういったことをやってまいりましたが、どうしても避けられない災害は起こり得るものと。そういった観点で、自らの命はもう住民自らが守っていくという形で方向を取っていかれましたので、そういったところを今後は、自主防災組織、こちらのほうを強化していくという形で普及啓発に努めてきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 自分の命は自分で守る。なるべく早く避難所を開設していただければ、自分たちも早めの避難を心掛けたいと思います。

以上で、9番議員、園田の一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 2時25分から開会したいと思います。

午後3時12分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、2 番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 2 番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まずはじめに、来年 4 月から供用開始されます大蘇ダムについて、この水利用計画につきましてお尋ねをしたいと思います。

ご存じのように、大分県竹田市、阿蘇市及び産山村にまたがります 2,460ha の農用地の新規水源確保を目的に、昭和 54 年に国営大野川上流土地改良事業として着工しました大蘇ダムは、水田の慢性的な水不足の解消と畑作の安定的な生産を目指し、工事が行われてきたところでございます。平成 20 年にはダムの湖底や法面からの浸透漏水が確認され、その対応策として浸透抑制対策工事が新たに追加されました。平成 28 年第 3 回の計画変更では、受益地面積 1,865ha、追加工事等により最終的な事業費は約 720 億円と聞いているところでございます。着工から約 40 年が経過し、様々な経緯をたどりました大蘇ダムでございますが、この間、農業を取り巻く環境は大きく変化をしてまいりまして、農業の担い手の減少とともに高齢化も進んでおりますが、長い年月と莫大なお金をつぎ込んで完成し、供用が開始されるにあたり、まず阿蘇市の受益面積と受益者数について、当初計画時と現在の数字についての答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ご質問にお答えさせていただきます。

昭和 54 年の 9 月時点の当初計画時でございますけれども、受益者数、同意者数でございますが 138 名でございます。受益面積といたしまして 221ha でございます。現在でございますが、事業同意者数が 57 名、受益面積といたしまして 92ha でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 当初計画から受益者数及び受益面積も大変落ち込んでおりますが、この大きな要因としてはどういう分析をされておりますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これまで昭和 54 年 9 月の当初計画から 3 回の計画変更を経まして現在に至っているわけでございますけれども、本来、大蘇ダムにつきましては農業用水の安定供給及び営農の合理化を図ることによりまして、農業生産性の維持向上と農業経営の安定化を図るために計画されたものでございます。議員おっしゃるように、約 40 年経過いたしております。その間、地域農業情勢の変化も変わってきておりまして、農家の高齢化、それから後継者不足といった状況から、当時、事業同意された受益者の方々も世代交代をされておる関係で、そういった形で徐々に受益者の受益面積及び同意者数が減少したものといたったところが考えられます。また、これまで露地での営農の確立がされてきております。その関係で、計画変更に伴う受益者からの同意徴収を実施する中で、未同意等の計画除外による影響が非常に大きく、こういったものも要因の一つじゃないかということで考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 本大野川上流土地改良事業につきましては、私も少なからず合併前の旧波野村役場時代に、この第1次の土地改良事業の同意書の徴収に回ったことがあります。それから、40年過ぎてまだ完成していないというのは、非常に残念に思うところでございます。この間、今、農政課長が申しましたように、いろんな農業情勢が変わってきております。この当初の138名、この当時、対象が139戸の農家でした。1戸だけは、この土地改良事業に参加しないという明確な意思で、その他の受益地につきましては同意をもらったところでございます。しかし、やはり工事の長期化とこの事業計画当初は開田が可能ということで、波野地区には水田がほとんどございませんでしたので、多くの受益者の方は水田ができると、自分たちの食べるお米がつくられるということでこの事業に参加をした経緯がございますが、その間、減反政策の進展と、いろいろ変わってきて、今回の受益者数になったものと思っているところでございますが、今後、供用開始後の大蘇ダムを有効活用するために、阿蘇市としての具体的な水利用計画、さらには営農計画、また水を必要とする収益性の高い作物への転換などの57戸の農家、受益農家に対する今後の指導体制がどのように確立されているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず具体的な水利用計画、それから営農計画指導体制でございますけれども、現在、国営事業受益面積が92haに対しまして、県営事業、ファームpondから圃場の給水栓までのパイプラインでございますけれども、県営事業で実施をいたしており、水利用が可能な面積として、茶臼塚工区が26ha、荻岳工区が23haということで、合わせますと49haとなっております。現時点の水利用面積につきましては、茶臼塚工区で15.7ha、13名でございます。荻岳工区で15.1ha、11名と、合わせまして30.8haに留まっているような状況でございます。利用者数からいたしまして24名でございます。主に施設園芸での利用が行われているという現状でございます。ご承知のとおり、平成22年から茶臼塚、荻岳のほうでモデル団地の経営実証を行ってございますけれども、安定的な水の供給によりまして、収量も非常に増加傾向にあります。また、品質等も向上しているということで、今後さらに熊本県、またJAと連携を図りながら、施設園芸のさらなる推進を図るとともに、露地野菜における新規作物の導入も視野に入れまして、まずは県営受益49haを対象にいたしまして、全ての圃場で水利用が図られるような推進を関係機関と連携を取りまして図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ただ今ありましたように、大蘇ダムの建設に関連して、モデル団地、モデルハウスのほうが荻岳及び茶臼塚にあるわけですが、現在の利用状況と申しますか、このモデルハウスを利用して今後規模拡大等の農家あたりがいるのか。また、新規作物、今、ほとんどが花卉栽培とアスパラとトマトと思いますが、この他に水を利用した新しい新規作物を考えておられる農家等があるのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、実証圃の利用状況でございますけれども、先ほど申しました平成 22 年度から実証圃のモデル事業を始めておりまして、このモデル実証圃については 21 年に国の補助事業を活用いたしまして整備をいたしております。その間、経営実証の実施でございますとか、産地づくりに向けた取り組みをこれまで行っているところでございます。これまで 9 戸の農家の方よりトマト 30 a、アスパラ 189 a、トルコキキョウ 79 a、ベビーリーフ 166 a、それから露地野菜ということで 106 a が現在栽培をされているような状況でございます。今後については、先ほど申しました水を使った新規作物の導入も視野に入れて進めてまいりますけれども、そもそも波野地域におきましては、平坦地に比較しまして非常に夏季時期に、夏場の時期に非常に冷涼な気候を活かした営農ができるというメリットもございます、アスパラガス、それからトルコキキョウにおきましては、収量及び売上額も県の経営指標を上回っているような状況でございます、それぞれ市の生産部会でもトップクラスにあるような状況でございます。今後は、そういった新規作物の導入も併せまして、現在の経営の実証を今後また伸ばしていくという部分で推進のほうを諮ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 今現在の利用状況等について、答弁がございましたけれども、このモデル団地の土地につきましてですが、平成 22 年からということで、たしか市との 10 年契約が今年度で切れると思っているところなんです、地権者との賃貸借期間、これについてはどうなっているのか。更新されるのか。このあたりについて、生産者の方も非常に心配をされておりますので、早めに市の方向付けをお願いしたいと思いますが、現在どうなっておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員おっしゃるように、今年度が契約期間満了年度ということでございます、利用権設定をさらに来年度以降、設定する必要があります。現在、そういった契約更新が必要になることから、地権者の方と調整を行っているような状況でございます。また、今後、こういった阿蘇東部高冷地区の農業発展を図るためには必要不可欠な施設でございますので、今後更新に向けて最大限努力を行いまして、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） このモデル団地を利用されている営農者の方、中には海外の研修生の受入体制等も関わっておりまして、作物につきましてもアスパラ等は、特に単年度作物ではございませんので、簡単にこのハウスをまた移動するとか、そういうことは非常に困難な状況もございますので、今、課長が言われたように更新に向けて早めに結論を出していただいて、生産者の方へお伝えをしていただければと思いますので、今後さらなる努力のほうをお願い申し上げたいと思っているところでございます。

いずれにしても、長い年月と莫大な予算を使って完成したダムであります。できた以上、少しでも有効理由につながる受益地の農業振興策の強化と、そして受益者の農業所得向

上による農業経営の安定化と担い手の確保につながりますよう、執行部の取り組みに期待をしまして、この質問の終わりたいと思っております。

次に、最初に質問した部分とかぶる部分もございますが、阿蘇東部高原地帯における農業の振興についてお尋ねをしたいと思っております。波野地区の農業の生産現場におきましては、全国的な農家の高齢化の進行や担い手の減少という、そういう状況が続いておりますけれども、近年、地球温暖化が進行し、いろいろな農作物の栽培環境が変化する中で、夏季、つまり夏場の冷涼な特性を生かした施設園芸等の普及により、食料生産基地としての役割の確立と収益性の高い作物の栽培による所得向上や担い手の確保に向けた具体的な振興計画の策定の必要を感じているところでございますが、市としてはこの阿蘇東部高原地域における今後の農業の振興についてどう考えているのか、農政課長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今後の振興計画の策定の必要性はということでございますけれども、現在、阿蘇東部地域の農業振興及び地域振興をいかに推進していくかということで、プロジェクトチームを立ち上げておりまして、地元農家、また関係機関の意見、意向等を取り入れながら、担い手農家でございますとか、新規就農者、また農業企業参入によって、将来的に営農が継続されるような強い産地づくりを関係機関と連携を図りながら、阿蘇東部地域の必要な施策の検討でございますとか、計画の策定等を今後進めてまいりたいという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） また、この地域におきましては、現在夏秋野菜、夏、秋を主とした野菜の栽培が行われておりますが、ご存じのように山間地域のため、農業生産基盤の整備が済んでおりません。耕作地は狭かったり形がいびつであったり、また山間地、山の間の窪地に農地が点在するなど、また畑の周囲については、戦後の拡大造林部分による植林によって、木が大きくなって非常に日照時間等が減少するような状況になっておりまして、補助としての生産性が悪く、耕作放棄地も徐々に増えつつあるような状況でございます。

このような中、近年の農業機械の大型化だったり、また農作業の効率化と高収益な農業の実現のためにも、畑地の基盤整備や農地の集積化、このようなことで魅力ある農業の再生に向けた取り組みによる農産環境の維持という喫緊の課題もあると思いますが、市としてはどう考えているのか。まず、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今、東部地区の農業の振興の問題については、もう佐藤議員のほうから一つ一つその問題点について申し上げられました。まだまだ整備がされていない部分もあるし、それと同時に有効利用していくためにはどうしていったらいいのかということで、機械の方もだんだん大型化しておりますし、それをより効率的に投資をただけのことは取っていくということを考えますと、やっぱり地権者の皆さん方の意向もあると思いますけれども、農地の基盤整備ですか、これを思い切って取り組んでいくと。そんな中で、新規就農及び地元の方がそうやって参画していくのもいいんですけども、そうでない場合は、やっぱ

り外からのそういう企業のなところも参入のチャンスをつくりながら、より農業振興を継続的なものにできるように図っていくことが大事であると思い、今、先ほど話がありましたように、プロジェクトチームをつくり、その中でいろんな問題点について洗い出しながら、今後の方向性を進めていこうということで、副市長を中心にしてやっておりますので、またそのいろんなご意見等もいただきながら、メリハリのあるもの、現実性に近いものを創り上げてトライしていきたいと思いますので、どうかその節はよろしく願いを私のほうからもしたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ぜひ早め来实现するように、プロジェクトチームを立ち上げられたということでございますので、この阿蘇東部地域、波野地域における足腰の強い農業と、やはり地域の維持のためにも農地が荒れることなく、そしていろんな賑わいというか、ここに住んでよかったと言われるような地域づくりに進めてまいりたいと私も思っておりますので、ぜひお力添えをお願い申し上げたいと思っていますところ です。

次に、今の阿蘇地域は平成 25 年 5 月に阿蘇の草原の維持と持続的農業が世界農業遺産に認定をされておりますが、この世界農業遺産に認定されたこの強みを活かした阿蘇東部高原地帯を含む阿蘇市の農産品のブランド化の推進。結局、世界農業遺産に認定はされたけれども、何か私たちにメリットがあるのか。農業者にしても、商工業者にしても、住民の方々にしても、何かメリット的なもの。そういう中でやはり阿蘇の野草堆肥、これらを活かした施設園芸だったり、そういう中でブランド化の推進、こういうのに取り組まれているのか。このあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 平成 25 年 5 月に認定になりました世界農業遺産でございますけれども、現在 5 年近く経過をいたしておりますけれども、現在、認定後の阿蘇地域における取り組みでございますけれども、推進協議会によりまして、現在知名度を向上させる取り組みということで、なかなかメリット性というか、認定後の有効利用が図られていないということで、まずは認知度を向上させる取り組みということで、ロゴマークの利用推進でございますとか、SNS キャンペーン、それから関係機関によるプロジェクトチーム会議等の立ち上げとか、検討会議が行われているような状況でございますして、地域内外の方々に農業遺産を知っていただくための取り組みということで、今現在行われているような状況でございます。議員おっしゃるように、農産物のブランド化の推進でございますけれども、まず世界農業遺産フェアの開催を年数回行われております。JA の選果場でございますとか、そういった場所を利活用いたしまして、実際のその時期の野菜の試食会でございますとか販売等、そういうフェアの開催が行われております。

また、農産物の付加価値向上に関する取り組みといたしまして、野草堆肥を利用した農産物のイベント販売による PR 活動等を行っているような状況でございます。

今後は、こういった農業遺産認定による具体的な効果が見込めるような活動につながるよ

う、関係機関と情報を共有しながら精いっぱい進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 世界農業遺産に認定をされて、メリットを生かして、認定を今後の阿蘇地域の振興にぜひ強力に生かしていただけるよう努力をお願い申し上げたいと思います。

次に、A I、今流行の人工知能やI T技術を利用したスマート農業の推進についてであります。スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術、I C Tを活用して省力化、精密化や高品質生産を実現することを推進している新たな農業であります。現在の日本の農業の現場におきましては、課題の一つとしては、まず担い手の高齢化が急速に進むとともに、労働力の不足化が深刻となっているところでございます。

そこで、当阿蘇地域でもスマート農業を活用することにより、農作業における省力化、労働の軽度化をさらに進められることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される効果になると言われております。市としては、これからの農業振興に大きな影響を与えると思われるスマート農業について、どのような見解を持たれるのかをお聞きしたいと思いますが、2、3 日前の新聞にも、阿蘇ではイチゴ関係の包装とか、そういうのにこのA Iを利用したりとかが紹介されておりましたので、阿蘇市における取り組みがわかればお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） スマート農業につきましては、国の補助事業等のメニューにも組み込まれておるような状況でございまして、現在、農家の方からの要望等に対して関係機関と連携を図りながら、随時ご相談を受けているような状況でございます。全国的にも取り組まれてございますが、やはり大規模な普通作、米・麦・大豆の圃場でございますとか、施設の集団化されている圃場、法人の圃場あたりで、実証的なモデル事業に取り組まれているという状況でございます。本市におきましては、先ほど議員がおっしゃるように、イチゴの部分でございまして、また身近なもので申しますとドローンによります無人防除、これまで、以前は無人ヘリコプターもあったんですけども、やはり防除漏れあたりがあったということで、ドローンによって、A Iによりまして、非常に防除漏れがないといったところの成果が繋がっているということで、導入が行われているようなところでございます。

また、水稻の普通作の水位センサー設置によりまして、朝晩の水管理がスマートフォンで管理ができると。それによって、またその肥培管理も併せて管理ができるということで、労力の省力化が図られているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） いずれにしても、今後いろんな方面での活用が期待されるものと思っております。若い人たちがたくさん残るような魅力ある農業の推進にもつながると思いますので、ぜひいろんな形での情報提供を市民の方々に向けて発信していただくようお願いをしたいと思っております。

それでは次に、もう時間のほうも大分迫ってまいりましたので、野生のイノシシ、シカ対策の推進についてお尋ねをしたいと思っております。平成 30 年度の阿蘇市における有害鳥獣によ

る農産物の被害状況と、捕獲及び駆除の状況について、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 有害鳥獣による被害及び捕獲及び駆除の状況でございますけれども、平成 30 年度の実績といたしまして、阿蘇市全体で被害面積が 5.36ha でございます。金額で 251 万円に上っております。このうち、波野地区につきましてが大豆が対象でございます。3.6ha、金額に換算いたしますと 104 万 5,000 円でございます。その他、ソバ関係の被害の報告受けておりますけれども、金額については未定でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 捕獲頭数及び駆除の頭数。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 捕獲頭数でございますけれども、現在、阿蘇市の駆除隊、14 隊で編成いたしております、110 名による捕獲が通年を通して行われております。実績といたしまして、ニホンジカでございますけれども 591 頭、イノシシ、これは幼獣も含まれますが 739 頭でございます。ちなみに波野地区におきましてがシカが 235 頭、イノシシが幼獣を含めまして 178 頭になっております。本市では、年間の捕獲頭数でございますが、約 1300 頭～1400 頭の駆除実績となっております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 先般の熊日新聞でも、熊本市内の竜田山にもイノシシが激増している。いつ人的被害が起こるかわからないという報道もされております。全国の多くの地域でイノシシやシカ等による鳥獣被害が発生しており、阿蘇市も例外ではなく、特に山間部では頻繁にその姿が目撃されております。車との衝突による被害が発生するとともに、児童生徒の通学路や住宅地への出没等もあっておりますので、人的被害の発生が非常に懸念されるところでございます。このイノシシやシカの被害を防ぐには、個体数の削減、つまり捕獲や駆除による方法しかないと思われそうですが、効果的な対策を市としては考えておられるか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 個体数削減に向けた対策ということで、まずは現在の駆除隊によります活動がまずは有効的ではございますけれども、限度がございますので、今後につきましては、まずは間伐等の森林整備を、いわゆる有害鳥獣の生息地でございますけれども、その環境を改善するような施策を、本議会でもご説明いたしておりますけれども、新たな森林経営管理制度の推進と並行いたしまして、検討していく必要があるということで、これについては抜本的な対策ということで考えておるところでございます。

また、県境における狩猟対策ということで、各県の狩猟会と詳細な取り決めがございますことから、課題解消に向けた他地域との意見交換を現在予定いたしております、有害鳥獣駆除の広域かつ効果的な対策を併せて推進してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 特にこの駆除に関しては、阿蘇東部地域では、特に大分県との県境

を控えております。そういう中で、隣の高森町は3県協定を、竹田市、高森町、高千穂で協定を結んでおりまして、箱わなの発注だったり、この後質問しますが括りわなの発注あたりを協議会のほうで合同発注しております。そういう取り組みが既にもう隣の自治体でも行われておりますので、早く、特に大分県竹田市との協議をお願いしているところでございます。今回の6月の一般会計補正予算の中にも、観光振興費で竹田市との交流もうたわせておりますので、特に大野川上流でも連携をしているところでございますので、積極的な交流がありますので、阿蘇市長と竹田市長のトップ会談でも行って、早急な対応ができないか。ここはちょっと市長のほうにお伺いをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この鳥獣対策の問題については、やっぱり今おっしゃられたようなところが一番問題点でもありますし、解決をしていかなければいけないと思っております。近いうちに、また竹田市長ともお会いすることがありますので、そのことをしっかりと一つ話をしながら、お互いに連携を深めていくということに努めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ぜひ、早くその機会を設けていただいて、地域住民の方の不安を少しでも改善に向けて執行部としても取り組みをお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、狩猟、わな猟の免許取得の推進とサポートの充実についてということで質問を行います。令和元年度の熊本県における狩猟免許試験日程が公表されておりますが、阿蘇市においてははまだちょっとまだホームページだったり広報紙での市民向けの周知がされておりましたが、今後周知を行う計画があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 免許取得の推進へのサポートの充実ということでございますけれども、毎年でございますが、広報紙のほうにわなの免許取得費用の助成制度、補助制度を掲載いたしておりますけれども、年6回、熊本県内でこういった免許取得に関する講習会が予定されております。阿蘇市管内でも振興局のほうで8月に開催されるということでございますけれども、これまで補助制度をどうしても優先的にやっておりました。また、試験日程等につきましては、捕獲協議会に、会員さんのほうに集中して周知しておったということでございましたので、今後についてはお知らせ端末、また広報紙等でこういった制度があるということを周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 今言われたように、県内で6回実施をされます。阿蘇市で8月3日に地域振興局で開催されますが、そのために申請書類提出期限が7月18日となっております。非常に期限がありません。また、この場合には事前の猟友会による試験の前には、予備講習的なものがありますので、早めにこのあたりは取り組んでいただければと思っております。特に括りわなによる捕獲は、仕掛けをしておけばいいために猟銃による捕獲に比べて非常に安心であると。特に猟銃による捕獲は住宅地の発砲ができませんので、そういう点、わ

なであれば危険性も低く、括りわなの単価も安いということから、特に八代農業高校の泉分校の生徒は、3 年生全員がこの免許を取得して地域への貢献を深めているという事例もあります。さらには、仮に 1 つのわなで 1 人が年間 5 頭のイノシシを捕れば、100 人この括りわなをする方がいれば 500 頭捕れる、単純計算でもありますように、やはり猟銃による捕獲は限界がどうしてもありますし、このあたり、高齢化もありますので、阿蘇市でも平成 29 年に鳥獣被害防止計画というのが策定をされております。その中にも、わなによる捕獲従事者の増加を図りながら、銃器による捕獲活動と併せて展開していくという記載もされておりますので、わなと猟銃による捕獲を同時に進めながら、猟銃免許を持たない方でも有害鳥獣の捕獲駆除ができるということを周知していただいて、自分たちの地域は自分たちで守るという、そういう意識付けにもなってくると思いますので、今後ともお願いを申し上げたいと思います。イノシシの個体数は 1 世代で約 1.2 倍という統計も、最低で 1.2 倍という統計がございます。急激な人口の減少と高齢化が進む中で、耕作放棄地や空き家等が増えますと、ますますこのイノシシやシカ、いわゆる有害鳥獣と言われる生息適地がどんどん増えていきますので、そういうことにならないように、いずれにしても早急に個体数を減らさないことには、農林業の被害の軽減や人的被害の発生を防げないことになりますので、これらに対して多くの方々と一緒に地域をまとめて、こういう有害鳥獣対策に取り組まれるよう市の推進を提言を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） これで、2 番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問は終了しましたが、ここで総務課長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。お時間をいただきまして、申し訳ございません。本日、机上のほうに 7 月 12 日、九州北部豪雨災害に伴います追悼行事、黙祷のご案内を差し上げております。ご参列のほうをよろしくお願いしたいと思います。

また、このときの服装につきまして、3 番目のほうに紺の作業服と書いてありますが、黄土色と紺色とあるかと思いますが、紺色の防災服のほうでお願いしたいと思います。ちょっと作業服ということで書き間違えておりました。お詫びして訂正させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 3 時 58 分 散会